MEIJI Dresdner

投資信託説明書（目論見書）
2007.2

スーパーバランス
（毎月分配型）

世界規模のバランス運用。

追加型株式投資信託

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■設定・運用は
明治ドレスナー・アセットマネジメント

2007.2

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ

追加型株式投資信託

投資信託説明書(交付目論見書)

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

１．「スーパーバランス（毎月分配型）」の受益権の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年2月9日に関東財務局長に提出しており、平成19年2月10日にその届出の効力が生じております。

２．当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート（不動産投資信託）を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

３．投資信託は、元本が保証された商品ではありません。

４．投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。

５．投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

６．本書は、証券取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（交付目論見書）です。

７．証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身で記録してくださるようお願いいたします。

発行者名　：　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名　：　代表取締役社長　安　藤　　豊
本店の所在の場所　：　東京都港区北青山三丁目６番７号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称　：　スーパーバランス（毎月分配型）
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額　：　上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所　：　該当事項はありません。

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の証券情報、ファンド情報などを要約したものです。詳細は本文の該当箇所をご覧ください。

追加型株式投資信託

スーパーバランス（毎月分配型）

愛称：やじろべえ

基本的性格	追加型株式投資信託
運用の基本方針	日本を含む世界の6資産に分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。
主な投資対象	日本を含む世界の債券、株式およびリート（不動産投資信託）に分散投資します。
主な投資制限	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
価額変動リスク	株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限です。
信託報酬	純資産総額に対して年1.365%（税抜1.30%）
収益分配	毎月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、5営業日目からお支払いいたします。なお、分配金再投資コースにてお申込みの場合は決算日の翌営業日に自動的に再投資されます。
お申込単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込手数料	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
お申込価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口＝1円）
ご換金単位	販売会社により異なります。 詳しくは、販売会社もしくは下記委託会社までお問い合わせください。
ご換金手数料	無手数料です。
ご換金価額	ご換金（解約）受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額（解約価額）となります。
販売会社	下記委託会社にてご照会いただけます。
基準価額	販売会社または下記委託会社にてご照会いただけます。

★ファンドに関するお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号：03－5469－2946（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス：（http：//www.mdam.co.jp）

ファンドの特色

1. 日本を含む世界の6資産【国内外の債券、株式およびリート（不動産投資信託）】へ分散投資を行うことにより、リスクの低減を図ったバランス運用を行います。安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

●運用に際して、マザーファンドを活用します。

●外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

●運用にあたって、りそな信託銀行から資産配分をはじめ長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

※りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢約155名超にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2006年11月末のりそな信託銀行の年金資産運用残高は6兆4000億円を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

世界の6資産に分散投資

●「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

●世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

●経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセット・アロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

＜アセットアロケーション＞

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%～17%
国内株式	30%	23%～37%
外国債券	30%	23%～37%
外国株式	10%	3%～17%
内外リート	20%	18%～22%
キャッシュ	0%	0%～ 7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

「ファンドの資産別配分」

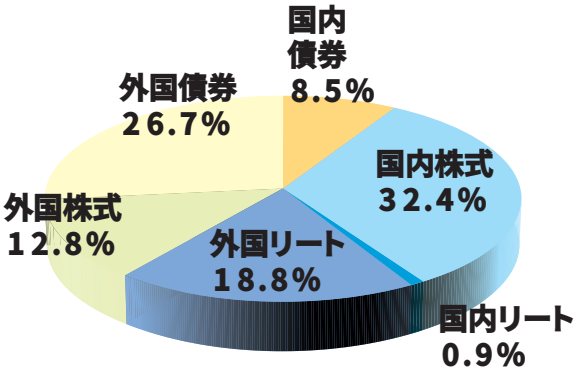

「ファンドの通貨別配分」

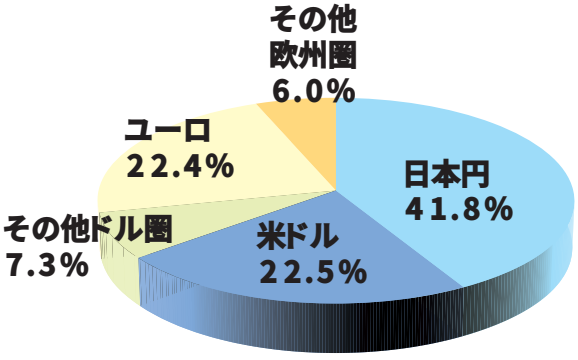

※国内債券には短期資産等を含みます。
※上記円グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

国際分散投資の効果

資産別ベンチマークの年度別騰落率順位

（単位:%）

年度順位	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006.4.1～2006.11.30
1	内外リート 48.0	外国株式 50.1	国内債券 2.9	国内株式 34.6	内外リート 42.4	内外リート 32.6	外国債券 15.5	国内株式 49.7	内外リート 14.4	国内株式 46.2	内外リート 21.2
2	外国株式 40.4	内外リート 21.0	外国株式 2.9	外国株式 5.1	外国債券 26.3	外国債券 8.4	国内債券 4.3	内外リート 33.2	外国株式 14.4	内外リート 44.6	外国株式 11.7
3	外国債券 20.0	外国債券 15.5	国内株式 1.2	国内債券 2.1	合成BM 5.8	外国株式 5.7	内外リート -7.5	外国株式 25.0	外国債券 11.3	外国株式 27.4	外国債券 8.5
4	合成BM 13.5	合成BM 11.3	外国債券 -3.6	合成BM 1.8	国内債券 4.7	合成BM 3.9	合成BM -8.6	合成BM 22.7	合成BM 8.2	合成BM 26.7	合成BM 5.6
5	国内債券 6.7	国内債券 4.7	合成BM -4.3	内外リート -12.0	外国株式 -10.5	国内債券 1.0	国内株式 -25.7	外国債券 0.2	国内債券 2.1	外国債券 7.7	国内債券 1.4
6	国内株式 -16.1	国内株式 -8.9	内外リート -22.5	外国債券 -17.9	国内株式 -25.1	国内株式 -17.0	外国株式 -31.8	国内債券 -1.7	国内株式 0.3	国内債券 -1.4	国内株式 -7.2

データ期間:1996年4月1日～2006年3月31日までの過去10年間および2006年11月30日まで
国内債券＝NOMURA-BPI総合
国内株式＝TOPIX（東証株価指数）
外国債券＝シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）
外国株式＝MSCI-KOKUSAI（税引き前配当込、円換算値）
内外リート＝S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス（含む日本、円換算値）
合成BM（ベンチマーク）＝下記の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス
国内債券（NOMURA-BPI総合）：10%
国内株式（TOPIX）：30%
外国債券（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし））：30%
外国株式（MSCI-KOKUSAI（税引き前配当込、円換算値））：10%
内外リート（S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス（含む日本、円換算値））：20%

上記の表は分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-BPI総合、TOPIX（東証株価指数）シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）、MSCI-KOKUSAI（税引き前配当込）、S&P シティグループ・グローバル REIT インデックス（含む日本）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ野村證券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル社、ザ・マグロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

各資産の運用について

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

・国内債券⇒安定性⇒信用力・流動性を考慮した国債中心の運用

・国内株式⇒成長性⇒TOPIX（東証株価指数）＋アルファを目指す運用

・外国債券⇒安定性・好利回り⇒先進国の国債中心の運用
※シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の採用国を主な投資対象国とします。

・外国株式⇒成長性・好配当利回り⇒先進国の好配当銘柄に注目した運用
※MSCI-KOKUSAIインデックスの採用国を主な投資対象国とします。

・内外リート⇒好利回り⇒インデックス運用

●外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

外国債券組入銘柄の格付け構成

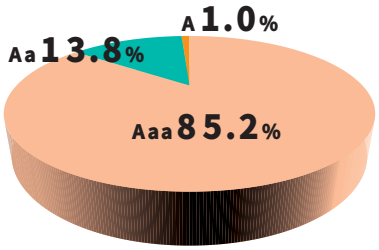

外国株式の地域配分構成

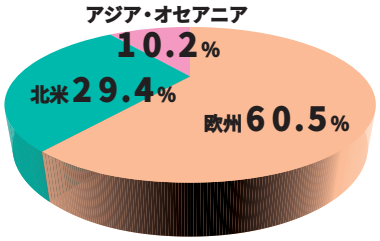

※上記円グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

国内外のリートについて

●市場の規模や配当金の利回り水準などを考慮し、日本を含む世界のリートを対象に基本組入比率を設定し、ポートフォリオを構築します。

リート地域配分構成

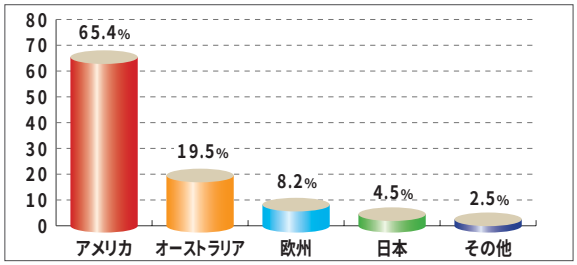

リート業種配分構成

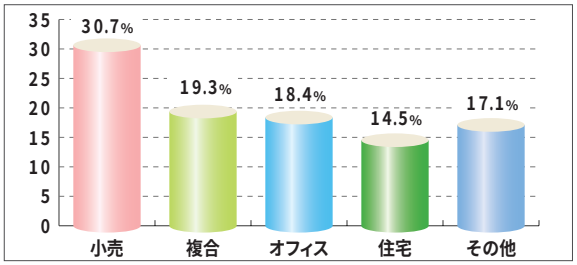

※上記グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。
※「複合」とは、小売・オフィス・住宅等、複数の施設を組合わせたものです。
※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2. 毎月（原則9日）決算をし、「収益分配方針」に基づき分配を行います。原則として、安定した分配を継続的に行うことを目指します。

●分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
●安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。

「やじろべえ」の収益分配イメージ

※上記はイメージであり、将来を保証あるいは予測するものではありません。
※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ファンドのリスク

ファンドは、株式、公社債およびリートなど値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり元本が保証されているものではありません。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①株価変動リスク
株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

②為替変動リスク
外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③リートの主なリスク
1. 賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。
2. 自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても、リートの価格は変動することもあります。
3. リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

④金利変動リスク
公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。金利変動等による債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

⑤信用リスク
公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、債務不履行となる可能性があります。実際に債務不履行となった場合などは、ファンドは保有する公社債等の価格変動によって重大な損失を生じることがあります。

⑥カントリーリスク
投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

⑦流動性リスク
有価証券を売買しようとする際、需要または供給がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

ご投資の手引きQ&A

Q1 いつ申込みができますか？

原則として、いつでもお申込みいただけます。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付けとなります。

Q2 どこで申込みができますか？

販売会社の本支店でお申込みいただけます。

Q3 いくらから申込みができますか？

お申込単位は、販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
お申込みには、収益分配毎に分配金を受取る「一般コース(分配金受取りコース)」と分配金を自動的に再投資する「累投コース(分配金再投資コース)」があります。なお、販売会社によりどちらか一方の取扱いとなる場合があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
なお、「累投コース(分配金再投資コース)」の場合でも定期引出契約(名称が異なる場合があります。)を締結することにより、分配金を受取ることができる場合があります。

Q4 申込手数料はかかりますか？

2.1%(税抜2.0%)を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。ただし、「累投コース(分配金再投資コース)」において分配金を再投資する場合には手数料はかかりません。(「税抜」における税とは、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額をいいます。以下同じ。)
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

Q5 いつ換金ができますか？

原則として、いつでもご換金をお申込みいただけます。ご換金の単位は販売会社により異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、お申込受付時間は午後3時まで(年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時まで)とさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の受付けとなります。

Q6 換金の手取り額はどうなりますか？

ご換金価額は、解約価額(ご換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%の信託財産留保額を差し引いた額)となります。ご換金時(解約請求制)のお手取り額は、解約価額から所得税および地方税(解約価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。)を差し引いた額にご換金口数を乗じた額となります。解約代金は原則として受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

Q7 基準価額を知ることはできますか？

日々の基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。委託会社のホームページにてご覧になることもできます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問い合わせ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社

電話番号：03―5469―2946（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）ホームページアドレス：（http://www.mdam.co.jp）
モバイルサービス（携帯）http://www.mdam.co.jp/mobile/

Q8 運用の経過を知ることはできますか？

6カ月毎（5月および11月）に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
また、委託会社のホームページにも月次および週次のレポートを掲載しております。

Q9 信託期間はいつまでですか？

信託期間は、無期限です。
ただし、解約等により残存受益権口数が10億口を下回った場合その他やむを得ない事情が発生した時は、受託会社と合意のうえ、信託を終了させる場合があります。償還金のお手取り額は、償還価額から所得税および地方税（償還価額が受益者の個別元本を上回る場合のみ。法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。）を差し引いた額となります。
償還金は、原則として償還日から起算して5営業日以内からお支払いいたします。

Q10 収益分配金の受取りはどうなりますか？

毎月9日（9日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」があります。普通分配金には所得税および地方税が課税されます。（法人の受益者の場合、地方税の源泉徴収はありません。）

- 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額もしくは上回っている場合、収益分配金はすべて普通分配金となります。
- 分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分に相当する額が特別分配金となり、残りは普通分配金となります。

＜一般コース（分配金受取りコース）の場合＞

原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

＜累投コース（分配金再投資コース）の場合＞

原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に無手数料で再投資されます。なお、定期引出契約（販売会社により名称が異なります。）を結ぶことにより、分配金を受取ることができる場合があります。

Q11 個別元本とはどういうものですか？

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）がその受益者の個別元本です。同一のファンドを複数回取得した場合は、原則としてそのつど加重平均して算出されます。また、受益者が非課税扱いの特別分配金を受け取った場合は、元本の一部払戻しに相当しますので、その特別分配金を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。（下図①ご参照）

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。（下図②ご参照）

③当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。（下図③ご参照）

≪収益分配金の課税と個別元本のイメージ≫

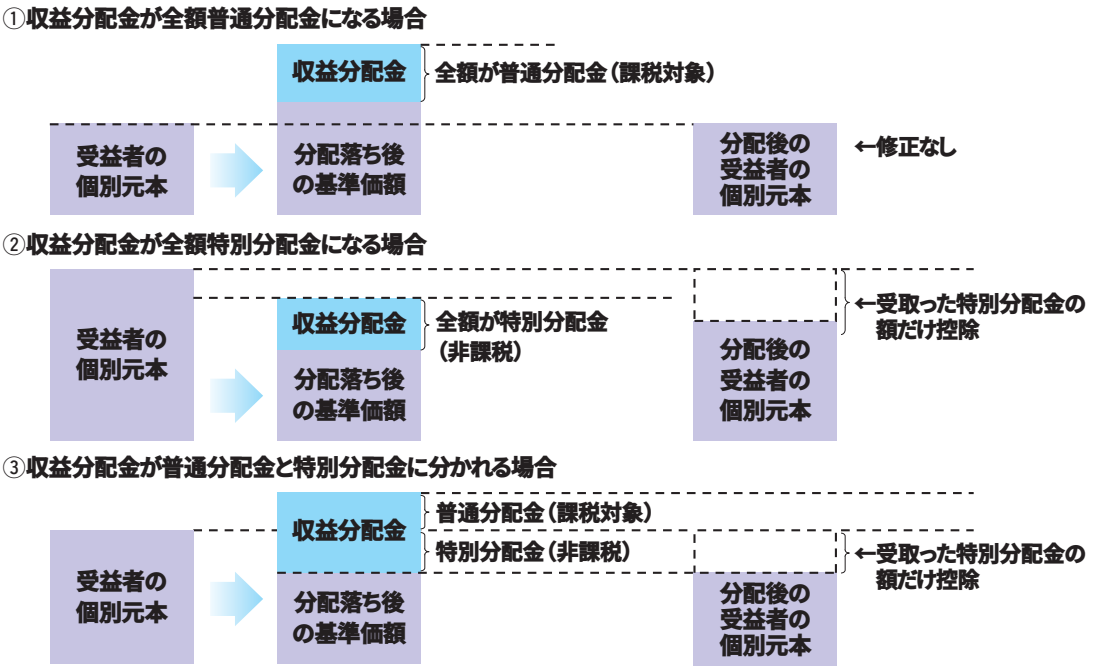

※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

Q12 税制はどのようになりますか？

平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間、個人の受益者の受取られた収益分配金、一部解約・償還差益については、10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収のみで申告は不要となります。また、確定申告により総合課税の選択もできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

※なお、税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

費用および税金

■お申込み時や収益分配時等にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
購入時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対し……10%
換金時（解約請求制）	換金手数料	ありません。
	信託財産留保額	翌営業日の基準価額の……0.3%
	所得税及び地方税	解約価額の受益者毎の個別元本超過額の……10%
償還時	所得税及び地方税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額の……10%

※平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間、収益分配金、解約・償還差益については、10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収となります。（法人の場合は地方税の源泉徴収はありません。）

●申込手数料については、償還乗換優遇制度が適用される場合があります。

●税法が改正等の場合には、上記の内容が変更になることがあります。

■信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目		費用・税金				
毎日	信託報酬		純資産総額に対して……年1.365%（税抜1.30%）				
		信託報酬の配分	純資産総額に応じて	200億円未満	200億円以上500億円未満	500億円以上1000億円未満	1000億円以上
			委託会社	年0.5775%（税抜0.55%）	年0.5250%（税抜0.50%）	年0.4725%（税抜0.45%）	年0.4200%（税抜0.40%）
			販売会社	年0.6825%（税抜0.65%）	年0.7350%（税抜0.70%）	年0.7875%（税抜0.75%）	年0.8400%（税抜0.80%）
			受託会社	年0.105%（税抜0.10%）	年0.105%（税抜0.10%）	年0.105%（税抜0.10%）	年0.105%（税抜0.10%）
	監査費用		純資産総額に対して……年0.00525%（税抜0.005%）				

●信託報酬・監査費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に上記の率をかけた額がかかります。毎計算期間末または信託終了時に信託財産から支払われます。

●委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

■その他の費用・税金

●ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに先物・オプション取引に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁するものとします。

●信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドの信託財産中から支弁します。

目　　次

１．ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格 …… １
ファンドの投資対象 …… １
ファンドの投資方針 …… １
ファンドの分配方針 …… ４
ファンドの投資制限 …… ５

２．ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点 …… ６

３．ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人 …… ７
運用体制およびリスク管理体制 …… ８

４．買付について知りたい

お買付のお申込先 …… ９
お買付価額 …… ９
お買付の流れと留意点 …… ９

５．換金について知りたい

ご換金のお申込先 …… １０
ご換金価額 …… １０
ご換金の流れと留意点 …… １０

６．ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用 ………… １１
投資期間中にかかる費用 ………… １１
ご換金時の費用 ………… １１
課税上の取扱い ………… １２

７．運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況 ………… １４
財務ハイライト情報 ………… ２０

８．ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要 ………… ２３
内国投資信託受益証券事務の概要 ………… ２４
明治ドレスナー・アセットマネジメントの概況 ………… ２５
その他のファンド情報 ………… ２５
用語集 ………… ２７
信託約款 ………… ２９

１．ファンドの特徴について知りたい

ファンドの基本的性格

・スーパーバランス（毎月分配型）は、日本を含む世界の６資産（国内外の債券、株式およびリート）にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。ファンドは、追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ型に属します。

※「ファンド・オブ・ファンズ型」とは、社団法人投資信託協会による分類方法において、「主として投資信託証券に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

・信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの投資対象

・スーパーバランス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のリートを主要投資対象とします。

・スーパーバランス マザーファンドにおいては、日本を含む世界各国の株式、公社債を主要投資対象とします。

※詳しくは、約款をご覧ください。

ファンドの投資方針

1. マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにリート（不動産投資信託）への投資を行うことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行います。

・日本を含む世界の６資産（国内外の債券、株式、およびリート）にバランスよく分散投資を行い、安定的な配当等収益の確保とともに信託財産の中長期的な成長を目指します。

> ※リート（ＲＥＩＴ）とは
> Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金（もしくは分配金）として享受する仕組みになっています。

・運用に際して、マザーファンドを活用します。

2. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

3. 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、資産配分（グローバルアセットアロケーション）をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

> ※りそな信託銀行は、資産運用の分野で豊富な実績を有しております。特に、年金資産の運用においては、総勢約155名超にのぼる運用スタッフにより、お客さまの多様なニーズに応じた効率的な資産運用を行っています。2006年11月末のりそな信託銀行の年金資産運用残高は6兆4000億円を超え、企業年金のリーディングバンクとしての実績を残しています。

4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

［世界の６資産に分散投資］

●「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法を言います。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。

●世界の6資産（国内外の債券、株式、リート）に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。

●経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション（資産配分）戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

＜アセットアロケーション＞

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	１０％	３％～１７％
国内株式	３０％	２３％～３７％
外国債券	３０％	２３％～３７％
外国株式	１０％	３％～１７％
内外リート	２０％	１８％～２２％
キャッシュ	０％	０％～７％

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

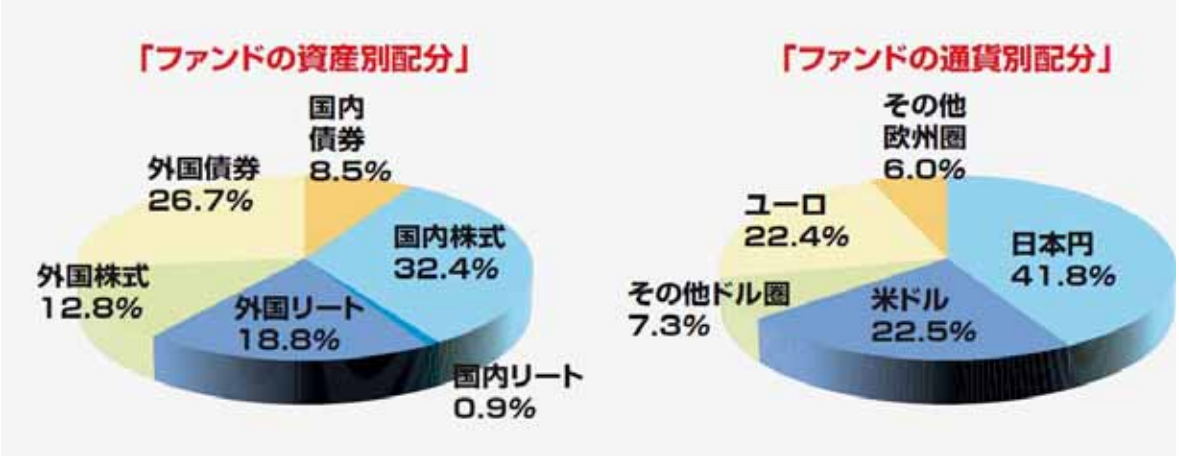

※国内債券には短期資産等を含みます。
※上記円グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

＜国際分散投資の効果＞

資産別ベンチマークの年度別騰落率順位　（単位:%）

年度順位	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006.4.1~2006.11.30
1	内外リート 48.0	外国株式 50.1	国内債券 2.9	国内株式 34.6	内外リート 42.4	内外リート 32.6	外国債券 15.5	国内株式 49.7	内外リート 14.4	国内株式 46.2	内外リート 21.2
2	外国株式 40.4	内外リート 21.0	外国株式 2.9	外国株式 5.1	外国債券 26.3	外国債券 8.4	国内債券 4.3	内外リート 33.2	外国株式 14.4	内外リート 44.6	外国株式 11.7
3	外国債券 20.0	外国債券 15.5	国内株式 1.2	国内債券 2.1	合成BM 5.8	外国株式 5.7	内外リート -7.5	外国株式 25.0	外国債券 11.3	外国株式 27.4	外国債券 8.5
4	合成BM 13.5	合成BM 11.3	外国債券 -3.6	合成BM 1.8	国内債券 4.7	合成BM 3.9	合成BM -8.6	合成BM 22.7	合成BM 8.2	合成BM 26.7	合成BM 5.6
5	国内債券 6.7	国内債券 4.7	合成BM -4.3	内外リート -12.0	外国株式 -10.5	国内債券 1.0	国内株式 -25.7	外国債券 0.2	国内債券 2.1	外国債券 7.7	国内債券 1.4
6	国内株式 -16.1	国内株式 -8.9	内外リート -22.5	外国債券 -17.9	国内株式 -25.1	国内株式 -17.0	外国株式 -31.8	国内債券 -1.7	国内株式 0.3	国内債券 -1.4	国内株式 -7.2

データ期間：1996年4月1日～2006年3月31日までの過去10年間および2006年度11月30日まで
国内債券＝NOMURA-ＢＰＩ総合
国内株式＝ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）
外国債券＝シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）
外国株式＝ＭＳＣＩ-KOKUSAＩ（税引き前配当込、円換算値）
内外リート＝S&P シティグループ・グローバル　ＲＥＩＴ インデックス（含む日本、円換算値）
合成BM（ベンチマーク）＝下記の資産の組合せで投資した場合の合成インデックス
国内債券（NOMURA-ＢＰＩ総合）：10%
国内株式（ＴＯＰＩＸ）：30%
外国債券（シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし））：30%
外国株式（ＭＳＣＩ-KOKUSAＩ（税引き前配当込、円換算値））：10%
内外リート（S&P　シティグループ・グローバル　ＲＥＩＴ　インデックス（含む日本、円換算値））：20%

上記の表は分散投資の効果を示すために用いたものであり、当ファンドの運用成果を示すものではありません。また、将来の運用成果をお約束するものではありません。NOMURA-ＢＰＩ総合、ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース・ヘッジなし）、ＭＳＣＩ-KOKUSAＩ（税引き前配当込）、S&P シティグループ・グローバル ＲＥＩＴ インデックス（含む日本）に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ野村證券株式会社、株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インク、モルガンスタンレー・キャピタル・インターナショナル社、ザ・マグロウヒル社の１部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

［各資産の運用について］

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

・国内債券⇒安定性⇒信用力・流動性を考慮した国債中心の運用

・国内株式⇒成長性⇒ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）＋アルファを目指す運用

・外国債券⇒安定性・好利回り⇒先進国の国債中心の運用
※シティグループ世界国債インデックス（除く日本）の採用国を主な投資対象国とします。

・外国株式⇒成長性・好配当利回り⇒先進国の好配当銘柄に注目した運用
※ＭＳＣＩ-ＫＯＫＵＳＡＩインデックスの採用国を主な投資対象国とします。

・内外リート⇒好利回り⇒インデックス運用

●外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

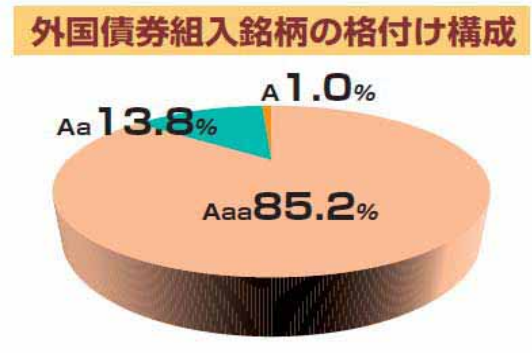

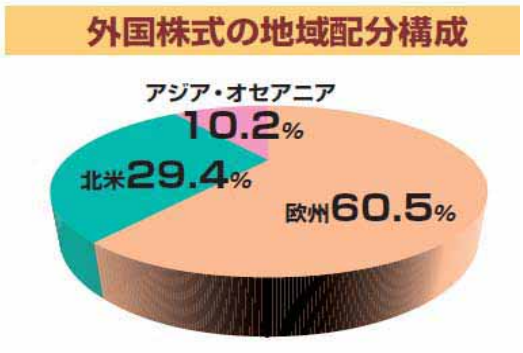

※上記円グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。

［国内外のリートについて］

●市場の規模や配当金の利回り水準などを考慮し、日本を含む世界のリートを対象に基本組入比率を設定し、ポートフォリオを構築します。

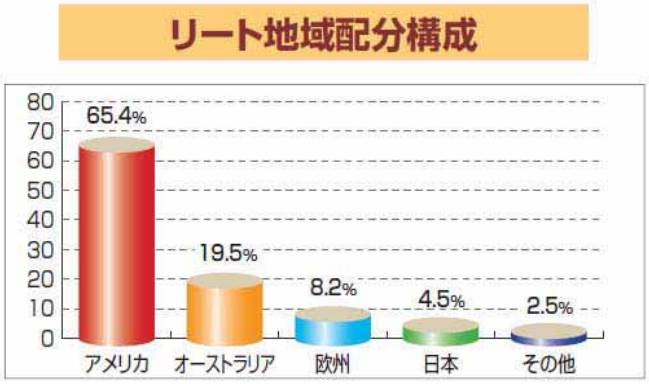

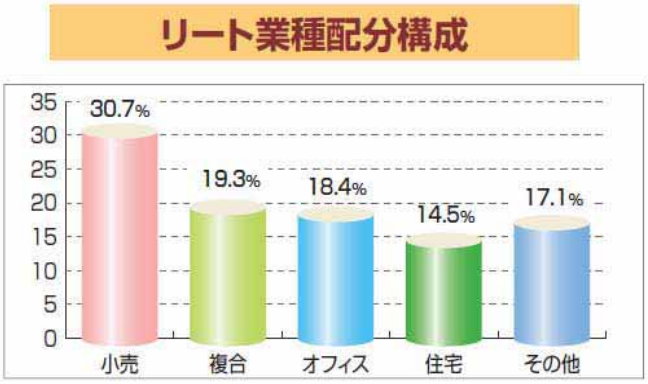

※上記グラフは2006年12月11日現在のポートフォリオです。あくまでも資料作成時点において想定しているものであって、今後予告なく変更されることがあります。
※「複合」とは、小売・オフィス・住宅等、複数の施設を組合わせたものです。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの分配方針

１．計算期間について

①ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月９日までとすることを原則とします。ただし、第７計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第８計算期間は平成17年12月１日から平成18年５月９日までとします。

②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

２．収益分配方針について

毎月９日（決算日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、次の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、６月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

３．収益の分配方式

①信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

４．収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。ただし、累投コース（分配金再投資コース）でお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で、決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ファンドの投資制限

・約款による投資制限

1. 株式への投資制限
   株式への直接投資は行いません。
2. 投資信託証券への投資制限
   投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
3. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
   同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
4. 外貨建資産への投資制限
   外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
5. 公社債の借入れ
   委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
6. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
   外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
7. 外国為替予約の指図
   委託会社は、当ファンドの信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
8. 資金の借入れ
   委託会社は、当ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

※詳しくは約款をご覧ください。

（参考）マザーファンドの主な投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70％未満とします。
2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
3. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5％以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
7. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
8. 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
9. スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

２．ファンドのリスクについて知りたい

ファンドのリスク・留意点

ファンドは、株式・公社債・リート（不動産投資信託）など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり元本が保証されているものではありません。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
なお、ファンドが有する主なリスク等は、以下のとおりです。

１．値動きの主な要因

①株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

②為替リスク

外貨建資産への投資は、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

③リートのリスク

1. リートはその収益の大半を保有不動産から得られる賃料収入に頼っているため、賃料の値上げ・値下げ、入居率（空室率）の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。
2. 保有不動産価値の変動によりリートの資産価値は増減しますので、これがリートの価格に反映することが考えられます。特に、自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合にはリート価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。
3. リートに関する法律（税制度、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
4. リートが保有する不動産を取り巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合等もリートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

④金利変動リスク

公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。債券価格の変動の度合は、債券のデュレーション(投資元本の平均回収期間)が長いほど大きくなります。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

２．その他のリスク・留意点

①信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融商品については、発行体が、経営不振、倒産、その他の理由により、その利息および償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)可能性があります。実際に債務不履行となった場合や、債務不履行となる蓋然性が高いと判断される場合には、当該公社債または短期金融商品の価格は大きく下落し、あるいはゼロになることがあります。そのため、ファンドは保有する公社債や短期金融商品の価格変動によって重大な損失を生じることがあります。

②カントリーリスク

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により、当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

③流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得ず、ファンドに重大な損失を生じることがあります。

④ファミリーファンド方式での運用に係る留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

３．ファンドの運用体制などが知りたい

ファンドの仕組みと関係法人

1. 委託会社（委託者）　明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
   信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）　りそな信託銀行株式会社
   信託財産の保管・管理業務を行い、分配金・解約金及び償還金の交付等を行います。（受託者は信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社
   ファンドの販売会社として販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社　りそな信託銀行株式会社
   運用に関する助言・情報提供を行います。

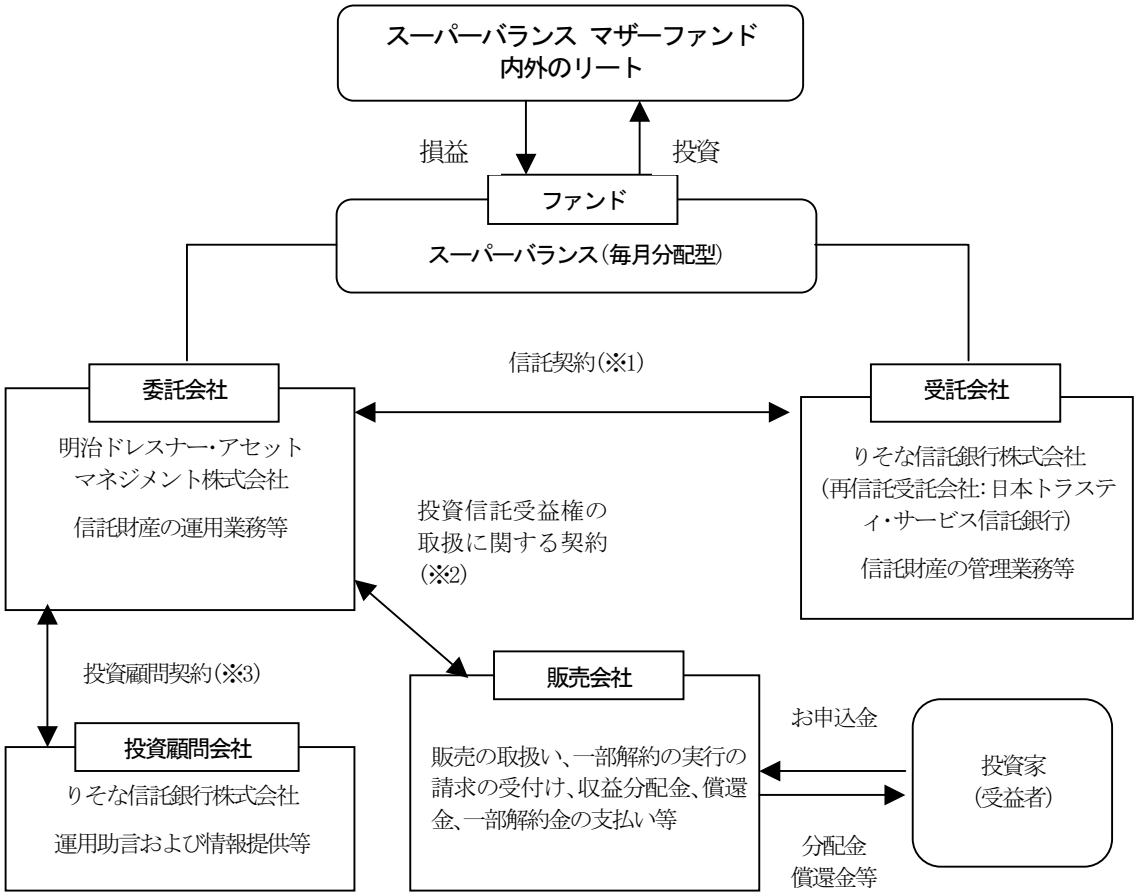

(※１)信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

(※２)投資信託受益権の取扱に関する契約
委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

(※３)投資顧問契約
委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

運用体制およびリスク管理体制

1．運用体制

①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析・検討を行います。

②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討結果をもとに運用計画を策定し、これに基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。なお、運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から資産配分をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

③ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理部門が行います。

④投資管理委員会にて、ファンドの運用実績の評価を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

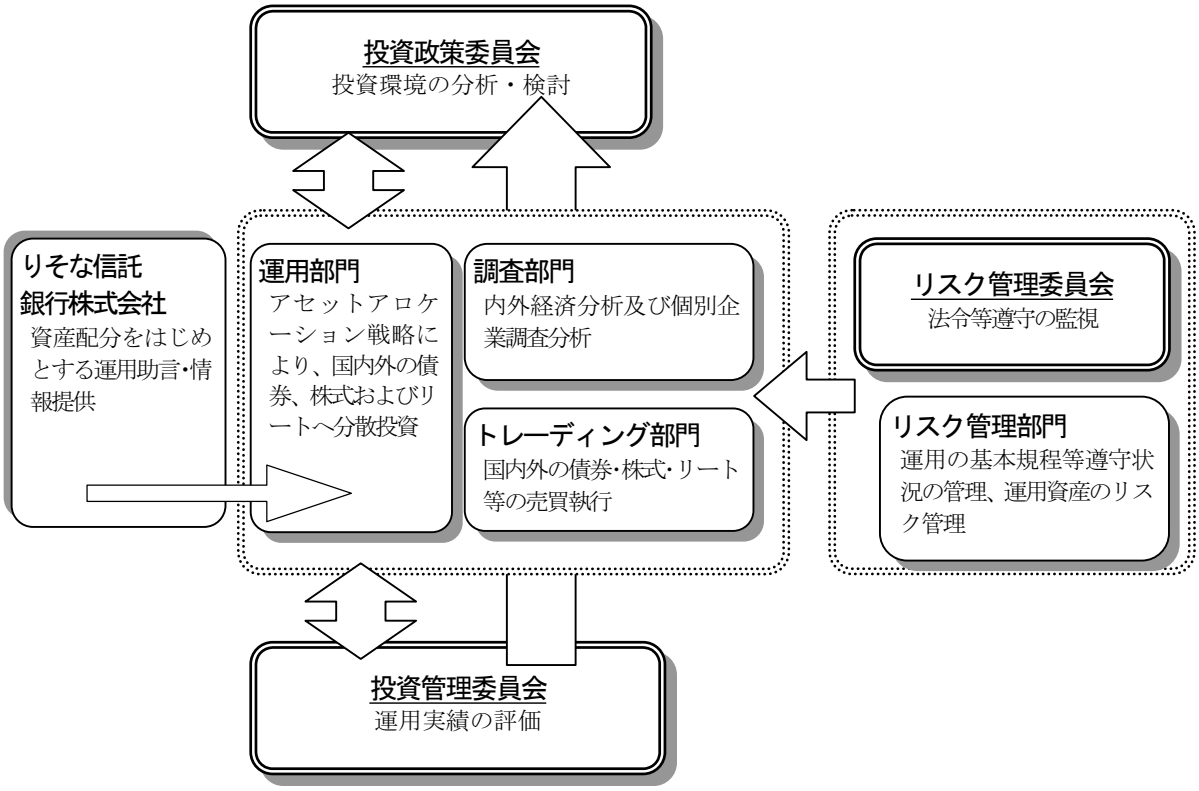

当社では、ファンド運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。

2．リスク管理体制

①ファンド運用に関する社内規程として、「信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。また、個別ファンドの運用計画を策定し、計画に基づいた運用を行う体制を整備しております。

②リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等の報告を受け、必要に応じて指示・指摘を行います。

③投資管理委員会は、運用実績の評価等を行い、必要に応じて指摘を行います。

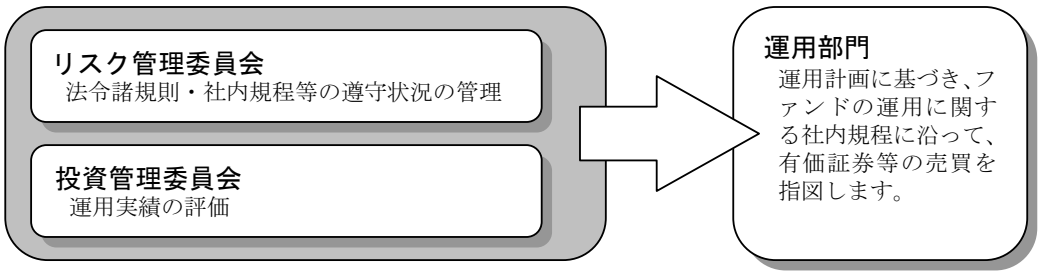

※ファンドのリスク管理体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

４．買付について知りたい

お買付のお申込先

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス　http://www.mdam.co.jp

お買付価額

取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

※基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

お買付の流れと留意点

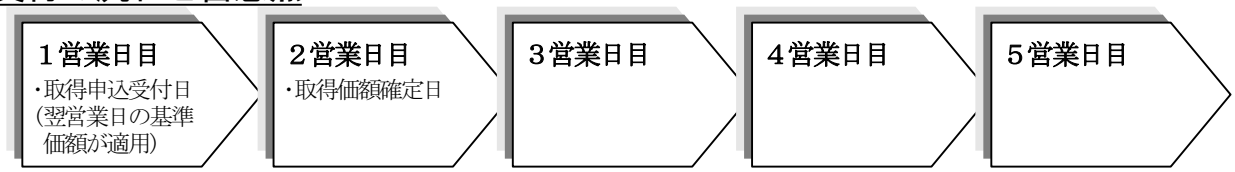

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. ファンドのお申込みには「一般コース（分配金受取りコース）」と「累投コース（分配金再投資コース）」があります。いずれの場合も、お申込単位は販売会社が定める申込単位となります。
   ※収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
   ※販売会社により、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。
   ※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（名称が異なる場合があります。）を締結する必要があります。
   ※「累投コース（分配金再投資コース）」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
4. 申込期間中における取得申込みの受付けは、午後３時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
5. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

５．換金について知りたい

ご換金のお申込先

お買付の販売会社にてお取扱いいたします。照会先は以下のとおりです。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス　http://www.mdam.co.jp

ご換金価額

換金価額は、解約価額（換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3%の信託財産留保額を控除した額）となります。

※基準価額につきましては、販売会社または委託会社においてご照会いただけます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

※「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

ご換金の流れと留意点

ご換金は、解約請求により行うことができます。

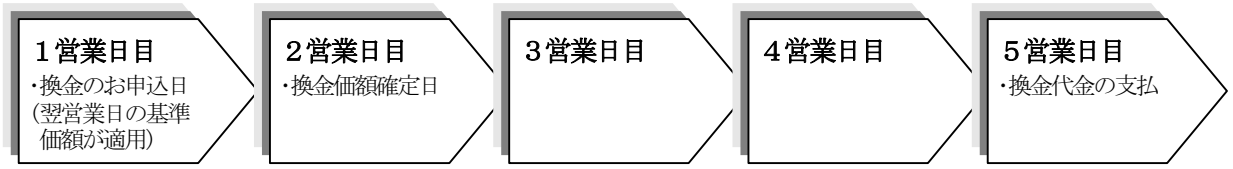

1. 受益者が換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。
   ※受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。
2. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
3. 換金単位は販売会社が定める単位となります。
   ※自動継続投資契約にかかる受益権については１口の整数倍をもって換金を請求できます。
4. 換金代金は請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。
5. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の請求の受付けを取消すことができます。
6. 上記により、換金の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
7. 換金の請求の受付時間は、午後３時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
8. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

６．ファンドの費用／税金について知りたい

お買付時の費用

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初は１口当たり１円）に申込口数を乗じた額に、2.1%(税抜2.0%)を上限として、販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。

※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。また、照会先は以下のとおりです。

委託会社のお問合せ窓口
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号 03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス　http://www.mdam.co.jp

※販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換優遇制度）があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

※「自動継続投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合には、無手数料とします。

投資期間中にかかる費用

1. 信託報酬等

信託期間を通じて毎日、純資産総額に対し、次の率を乗じて得た金額が信託報酬として、信託財産の費用に計上されます。信託報酬の支払いは、毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。

純資産総額に応じて		200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
信託報酬の総額		年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)	年1.365% (税抜1.30%)
(内訳)	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)
	販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)
	受託会社	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)	年0.105% (税抜0.10%)

※委託会社の受取る信託報酬には投資顧問報酬が含まれています。当該投資顧問報酬は委託会社の受取る配分額に35%を乗じて得た額とします。

2. その他の手数料等

①ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等、税金ならびに先物・オプション取引に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産に係る監査費用は当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とします。毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

ご換金時の費用

換金手数料はありません。

※換金価額は、解約価額（換金のお申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3%の信託財産留保額を控除した額）となります。

課税上の取扱い

1. 個別元本方式について

①追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有している場合、平成12年３月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合や、「一般コース（分配金受取りコース）」と「累投コース（分配金再投資コース）」の両方を取得する場合には、それぞれ別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

③受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

2. 換金（解約）時および償還時の課税について

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の全額が特別分配金となります。

③当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合で、さらに収益分配金落ち後の基準価額と収益分配金の合計が当該受益者の個別元本を上回っている場合には、その下回った部分の分配金が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

≪収益分配金の課税と個別元本のイメージ≫

①収益分配金が全額普通分配金になる場合

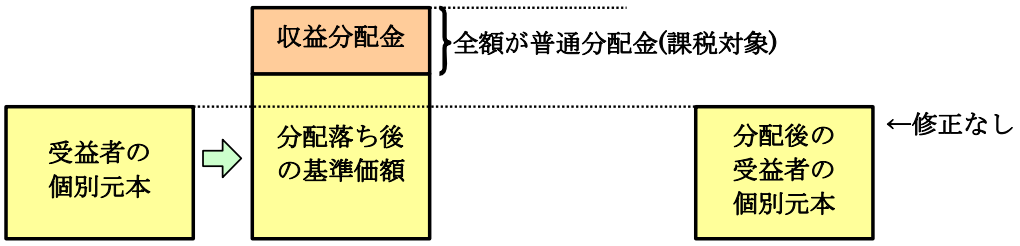

②収益分配金が全額特別分配金になる場合

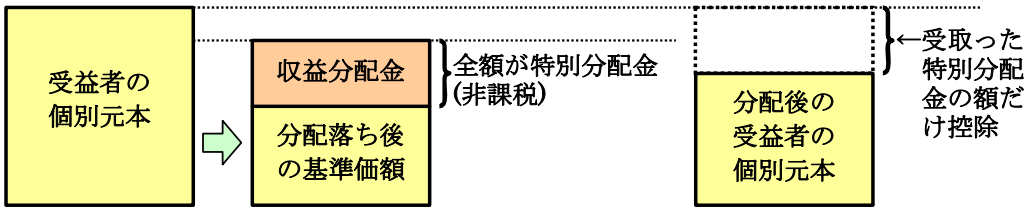

③収益分配金が普通分配金と特別分配金に分かれる場合

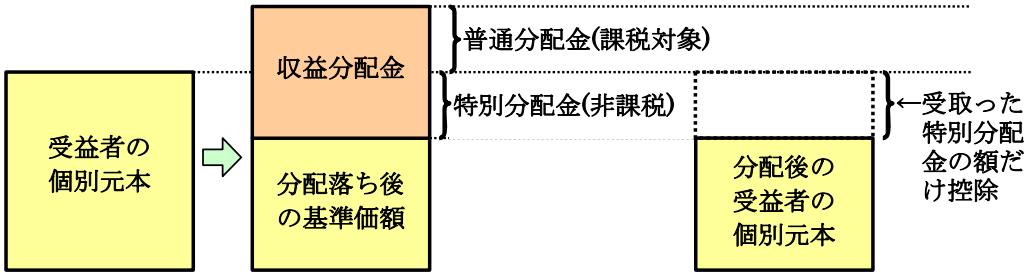

※上記はあくまでもイメージであり、当ファンドの収益分配を約束するものではありません。

4. 課税の取扱いについて

①個人の受益者に対する課税

平成16年１月１日から平成21年３月31日までの間、個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、10％(所得税7％、地方税3％)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行うことにより、総合課税を選択することもできます。換金（解約）時および償還時の損失については、確定申告により株式等の売買益と通算が可能となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成21年４月１日から、源泉徴収の税率は20％(所得税15％、地方税5％)となる予定です。

②法人の受益者に対する課税

平成16年１月１日から平成21年３月31日までの間、法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7％(所得税7％)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、平成21年４月１日から、源泉徴収の税率は15％(所得税15％)となる予定です。

※詳しくは、販売会社にお問合せください。

※税法が改正等の場合には、上記内容が変更になることがあります。

７．運用状況および経理状況について知りたい

ファンドの運用状況

(1)　投資状況

（平成18年12月27日現在）

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	399,836,000	0.92
	アメリカ	5,814,995,924	13.31
	オーストラリア	1,685,776,734	3.86
	フランス	373,481,028	0.86
	オランダ	290,109,532	0.66
	シンガポール	137,365,938	0.31
	香港	101,505,300	0.23
	ベルギー	31,121,045	0.07
	ニュージーランド	16,532,898	0.04
小　　計		8,850,724,399	20.27
スーパーバランスマザーファンド受益証券		34,388,301,815	78.74
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		433,767,163	0.99
合　計（純資産額）		43,672,793,377	100.00

(参考) マザーファンドの投資状況
スーパーバランスマザーファンド

（平成18年12月27日現在）

資産の種類	国　名	時価合計(円)	投資比率(%)
株　式	日　本	13,295,645,100	38.66
	アメリカ	1,136,739,755	3.31
	イギリス	545,609,024	1.59
	フランス	334,839,872	0.97
	カナダ	326,522,049	0.95
	オランダ	325,008,238	0.95
	イタリア	322,341,198	0.94
	ドイツ	317,017,511	0.92
	オーストラリア	255,331,227	0.74
	フインランド	228,743,368	0.67
	スウェーデン	221,456,002	0.64
	スペイン	195,852,330	0.57
	香港	182,916,684	0.53
	ベルギー	146,916,669	0.43
	スイス	99,935,625	0.29
	シンガポール	87,124,176	0.25
	デンマーク	75,781,387	0.22
	ギリシャ	70,027,661	0.20
	アイルランド	67,503,828	0.20
	ニュージーランド	64,223,699	0.19
	ノルウェー	45,353,280	0.13
	ポルトガル	31,588,328	0.09
小　　計		18,376,477,011	53.44
国債証券	日　本	1,805,456,261	5.25
	アメリカ	3,212,368,574	9.34
	ドイツ	2,805,069,939	8.16
	フランス	2,167,596,385	6.30
	イタリア	1,308,962,321	3.81
	イギリス	1,051,734,421	3.06
	スペイン	748,241,470	2.18
	カナダ	321,122,950	0.93
	ベルギー	257,762,699	0.75
	スイス	140,360,699	0.41
	スウェーデン	122,887,713	0.36
	ポーランド	119,888,622	0.35
	デンマーク	107,704,159	0.31
	シンガポール	56,771,483	0.17
	オーストラリア	52,217,011	0.15
	ノルウエー	30,196,488	0.09
小　　計		14,308,341,195	41.61
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		1,704,144,585	4.96
合　計（純資産額）		34,388,962,791	100.00

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

1.上位銘柄（平成18年12月27日現在）

親投資信託受益証券

順位	銘柄名	国名／業種 種類	数量（口）	簿価単価／ 簿価額（円）	評価単価／ 評価額（円）	投資比率（%）
1	スーパーバランス　マザーファンド	日本　／　－ 親投資信託受益証券	32,368,506,980	1.0396 33,652,707,906	1.0624 34,388,301,815	78.74

投資証券

順位	銘柄名	国・地域／ 種類	通貨／ 株式数	簿価単価／ 簿価額	評価単価／ 評価額	円換算評価額 ／投資比率（%）
1	Simon Property Group	アメリカ 投資証券	USD 46,000	101.14 4,652,800	99.05 4,556,300	542,655,330 1.24%
2	Westfield Group	オーストラリア 投資証券	AUD 287,659	18.92 5,442,951	20 5,753,180	536,426,503 1.23%
3	Vornado Realty Trust	アメリカ 投資証券	USD 28,400	125.11 3,553,244	120.05 3,409,420	406,061,922 0.93%
4	Equity Office Properties Trust	アメリカ 投資証券	USD 70,500	48.17 3,396,216	47.95 3,380,475	402,614,572 0.92%
5	Equity Residential	アメリカ 投資証券	USD 61,800	52.34 3,234,641	50.4 3,114,720	370,963,152 0.85%
6	Prologis	アメリカ 投資証券	USD 52,200	64.03 3,342,658	59.41 3,101,202	369,353,158 0.85%
7	Archstone-Smith Trust	アメリカ 投資証券	USD 45,400	58.92 2,675,276	56.79 2,578,266	307,071,481 0.70%
8	Boston Properties Inc	アメリカ 投資証券	USD 22,600	116.62 2,635,636	112.89 2,551,314	303,861,497 0.70%
9	Public Storage	アメリカ 投資証券	USD 25,900	95.29 2,468,151	94.84 2,456,356	292,552,000 0.67%
10	Host Hotels And Resorts	アメリカ 投資証券	USD 100,900	24.66 2,488,596	24.25 2,446,825	291,416,857 0.67%
11	General Growth Properties Inc	アメリカ 投資証券	USD 46,000	54.03 2,485,688	51.96 2,390,160	284,668,056 0.65%
12	Unibail SA	フランス 投資証券	EUR 8,784	180.66 1,586,925	183.7 1,613,621	252,031,433 0.58%
13	Kimco Realty Corp	アメリカ 投資証券	USD 46,800	45.96 2,151,193	44.96 2,104,128	250,601,645 0.57%
14	AvalonBay Communities Inc	アメリカ 投資証券	USD 15,600	130.11 2,029,770	126.79 1,977,924	235,570,748 0.54%
15	Stockland	オーストラリア 投資証券	AUD 268,525	7.73 2,078,099	7.9 2,121,348	197,794,441 0.45%
16	GPT Group	オーストラリア 投資証券	AUD 365,230	4.81 1,759,061	5.24 1,913,805	178,443,197 0.41%
17	Macquarie Goodman Group	オーストラリア 投資証券	AUD 262,918	6.59 1,732,925	7.13 1,874,605	174,788,202 0.40%
18	Developers Diversified Realty	アメリカ 投資証券	USD 23,100	64.43 1,488,503	62.37 1,440,747	171,592,968 0.39%
19	Health Care Property Invt	アメリカ 投資証券	USD 39,500	36.12 1,427,063	35.75 1,412,125	168,184,087 0.39%
20	SL Green Realty Corp	アメリカ 投資証券	USD 10,500	132.44 1,390,627	129.21 1,356,705	161,583,565 0.37%
21	Rodamco Europe NV	オランダ 投資証券	EUR 10,306	91.52 943,224	96.55 995,044	155,415,969 0.36%
22	Macerich Co	アメリカ 投資証券	USD 14,700	84.77 1,246,182	83.98 1,234,506	147,029,665 0.34%
23	日本ビルファンド投資法人	日本 投資証券	JPY 93	1,478,823.51 137,530,587	1,510,000 140,430,000	140,430,000 0.32%
24	Duke Realty Corp	アメリカ 投資証券	USD 28,500	42.43 1,209,357	40.93 1,166,505	138,930,745 0.32%
25	Apartment Investment & Mgmt	アメリカ 投資証券	USD 20,300	56.62 1,149,464	55.41 1,124,823	133,966,419 0.31%
26	AMB Property Corp	アメリカ 投資証券	USD 19,200	61.31 1,177,239	57.96 1,112,832	132,538,291 0.30%
27	Regency Centers Corp	アメリカ 投資証券	USD 14,300	78.60 1,124,105	77.09 1,102,387	131,294,292 0.30%
28	Centro Properties Group	オーストラリア 投資証券	AUD 154,693	8.36 1,293,657	8.8 1,361,298	126,927,463 0.29%

順位	銘柄名	国・地域／種類	通貨／株式数	簿価単価／簿価額	評価単価／評価額	円換算評価額／投資比率（%）
29	Federal Realty Invs Trust	アメリカ 投資証券	USD 11,500	84.61 973,046	82.36 947,140	112,804,374 0.26%
30	Liberty Property Trust	アメリカ 投資証券	USD 18,700	51.12 956,121	49.5 925,650	110,244,915 0.25%

（注）簿価単価／簿価額・評価単価／評価額は、投資対象通貨建ての金額です。
円換算評価額は円単位で表示しています。

2.種類別の投資比率（平成18年12月27日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	78.74
投資証券	20.27
合計	99.01

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

② 投資不動産物件
該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資状況

スーパーバランスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

1. 上位銘柄 (平成18年12月27日現在)

順位	銘柄名	国・地域／種類	業種／利率 (%)	償還日／券面総額・株数	簿価単価／簿価額 (円)	評価単価／評価額 (円)	投資比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本 株式	輸送用機器 —	— 118,800	7,176 852,554,800	7,920 940,896,000	2.74
2	GER BUNDS 4.5%09/07/04	ドイツ 国債証券	— 4.500	2009/7/4 EUR 4,590,000	102 730,748,504	102 727,880,855	2.12
3	FRA GOVT 6.5%11/04/25	フランス 国債証券	— 6.500	2011/4/25 EUR 3,600,000	111 623,277,445	110 619,918,110	1.80
4	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本 株式	銀行業 —	— 401	1,462,157 586,325,035	1,470,000 589,470,000	1.71
5	IT BTPS 5.25%17/08/01	イタリア 国債証券	— 5.250	2017/8/1 EUR 3,040,000	112 529,753,996	110 520,637,498	1.51
6	FRA GOVT 5%16/10/25	フランス 国債証券	— 5.000	2016/10/25 EUR 2,900,000	110 498,422,595	109 491,995,376	1.43
7	SPA GOVT 6.15%13/01/31	スペイン 国債証券	— 6.150	2013/1/31 EUR 2,650,000	113 467,957,657	112 463,861,652	1.35
8	GER BUNDS 5.375%10/01/04	ドイツ 国債証券	— 5.375	2010/1/4 EUR 2,620,000	105 428,798,872	104 426,773,244	1.24
9	みずほフィナンシャルグループ	日本 株式	銀行業 —	— 491	835,901 410,427,217	848,000 416,368,000	1.21
10	US T-NOTE 6%09/08/15	アメリカ 国債証券	— 6.000	2009/8/15 USD 3,130,000	103 385,798,676	103 385,159,396	1.12
11	GER BUNDS 4.25%14/01/04	ドイツ 国債証券	— 4.250	2014/1/4 EUR 2,390,000	103 385,120,416	102 381,842,535	1.11
12	第６０回利付国債（５年）	日本 国債証券	— 1.200	2011/9/20 370,000,000	100 370,022,650	100 369,914,900	1.08
13	UK GILT 8%21/06/07	イギリス 国債証券	— 8.000	2021/6/7 GBP 1,100,000	137 351,394,758	135 345,629,988	1.01
14	US T-NOTE 4.75%14/05/15	アメリカ 国債証券	— 4.750	2014/5/15 USD 2,860,000	101 345,149,513	101 344,032,260	1.00
15	キヤノン	日本 株式	電気機器 —	— 50,100	6,459 323,585,200	6,710 336,171,000	0.98
16	武田薬品工業	日本 株式	医薬品 —	— 40,500	7,687 311,304,300	8,240 333,720,000	0.97
17	FRA GOVT 8.5%08/10/25	フランス 国債証券	— 8.500	2008/10/25 EUR 1,960,000	108 331,075,787	108 330,653,605	0.96
18	三井住友フィナンシャルグループ	日本 株式	銀行業 —	— 269	1,210,324 325,577,038	1,210,000 325,490,000	0.95
19	東日本旅客鉄道	日本 株式	陸運業 —	— 366	796,867 291,653,252	797,000 291,702,000	0.85
20	SPA GOVT 5.5%17/07/30	スペイン 国債証券	— 5.500	2017/7/30 EUR 1,570,000	115 281,709,751	114 278,371,814	0.81
21	GER BUNDS 5.25%10/07/04	ドイツ 国債証券	— 5.250	2010/7/4 EUR 1,700,000	105 278,732,769	105 277,524,640	0.81
22	US T-NOTE 7.25%16/05/15	アメリカ 国債証券	— 7.250	2016/5/15 USD 1,900,000	120 272,183,875	120 271,158,781	0.79
23	US T-NOTE 6.5%10/02/15	アメリカ 国債証券	— 6.500	2010/2/15 USD 2,150,000	106 270,586,446	105 269,987,254	0.79
24	US T-NOTE 5%11/08/15	アメリカ 国債証券	— 5.000	2011/8/15 USD 2,000,000	102 243,454,573	102 242,775,822	0.71
25	本田技研工業	日本 株式	輸送用機器 —	— 50,200	4,163 209,006,100	4,630 232,426,000	0.68
26	FRA GOVT 8.5%23/04/25	フランス 国債証券	— 8.500	2023/4/25 EUR 960,000	156 234,374,965	154 230,206,567	0.67
27	野村ホールディングス	日本 株式	証券、商品先物取引業 —	— 100,400	2,070 207,873,750	2,240 224,896,000	0.65
28	IT BTPS 5%12/02/01	イタリア 国債証券	— 5.000	2012/2/1 EUR 1,340,000	105 219,582,835	105 219,340,741	0.64
29	松下電器産業	日本 株式	電気機器 —	— 93,000	2,285 212,476,000	2,340 217,620,000	0.63
30	中部電力	日本 株式	電気・ガス業 —	— 61,100	3,502 213,963,000	3,530 215,683,000	0.63

(注) 1. 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

2. 券面総額・株数の欄に通貨記載のないものは日本円です。

2. 種類別の投資比率（平成18年12月27日現在）

国内／外国	種類	投資比率（%）
国内	株式	38.66
	国債証券	5.25
外国	株式	14.77
	国債証券	36.36
合計		95.04

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

3. 株式の業種別の投資比率（平成18年12月27日現在）

国内／外国	業　種　名	投資比率（%）
国内	電気機器	5.59
	輸送用機器	5.18
	銀行業	4.94
	医薬品	2.12
	情報・通信業	2.00
	化学	1.73
	機械	1.57
	不動産業	1.53
	電気・ガス業	1.50
	小売業	1.36
	卸売業	1.24
	鉄鋼	1.05
	陸運業	0.98
	食料品	0.94
	その他金融業	0.91
	保険業	0.90
	サービス業	0.68
	証券、商品先物取引業	0.65
	精密機器	0.56
	建設業	0.52
	繊維製品	0.47
	海運業	0.46
	石油・石炭製品	0.35
	金属製品	0.31
	その他製品	0.28
	ガラス・土石製品	0.26
	ゴム製品	0.22
	非鉄金属	0.19
	倉庫・運輸関連業	0.18
外国	金融	4.27
	通信サービス	2.65
	公益	1.82
	循環消費財・サービス	1.38
	資本財・商業サービス	1.16
	素材	0.84
	エネルギー	0.77
	安定消費財・サービス	0.76
	ヘルスケア	0.66
	テクノロジー	0.47
	合　計	53.44

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)　運用実績

①　純資産の推移

	純資産総額(円)		１万口当たり純資産額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第１計算期間末(平成11年11月30日)	6,049,271,812	6,405,914,362	10,177	10,777
第２計算期間末(平成12年11月30日)	5,917,931,213	5,917,931,213	9,705	9,705
第３計算期間末(平成13年11月30日)	5,461,153,745	5,461,153,745	9,009	9,009
第４計算期間末(平成14年12月２日)	5,034,778,016	5,034,778,016	8,500	8,500
第５計算期間末(平成15年12月１日)	5,112,484,238	5,112,484,238	8,770	8,770
第６計算期間末(平成16年11月30日)	4,229,700,851	4,229,700,851	9,094	9,094
第７計算期間末(平成17年11月30日)	4,734,756,150	4,751,688,562	10,419	10,459
第１特定期間末(平成18年５月９日)	5,943,478,561	5,999,089,552	10,688	10,788
第２特定期間末(平成18年11月９日)	33,487,615,764	34,515,668,134	10,912	11,247

※分配付き純資産総額は、各特定期間末の元本額に、当該特定期間に支払われた1口当たりの分配金額を乗じて算出しております。

	純資産総額(円)	１万口当たり純資産額(円)
平成17年12月末現在	4,806,248,562	10,629
平成18年１月末現在	4,865,592,856	10,786
平成18年２月末現在	4,845,001,831	10,656
平成18年３月末現在	4,894,625,353	10,837
平成18年４月末現在	5,601,510,209	10,735
平成18年５月末現在	7,703,596,992	10,278
平成18年６月末現在	10,772,270,105	10,429
平成18年７月末現在	15,194,264,776	10,514
平成18年８月末現在	22,048,623,474	10,869
平成18年９月末現在	28,340,417,690	10,905
平成18年10月末現在	32,269,765,117	11,020
平成18年11月末現在	36,804,368,148	11,140
直近日（平成18年12月27日）	43,672,793,377	10,937

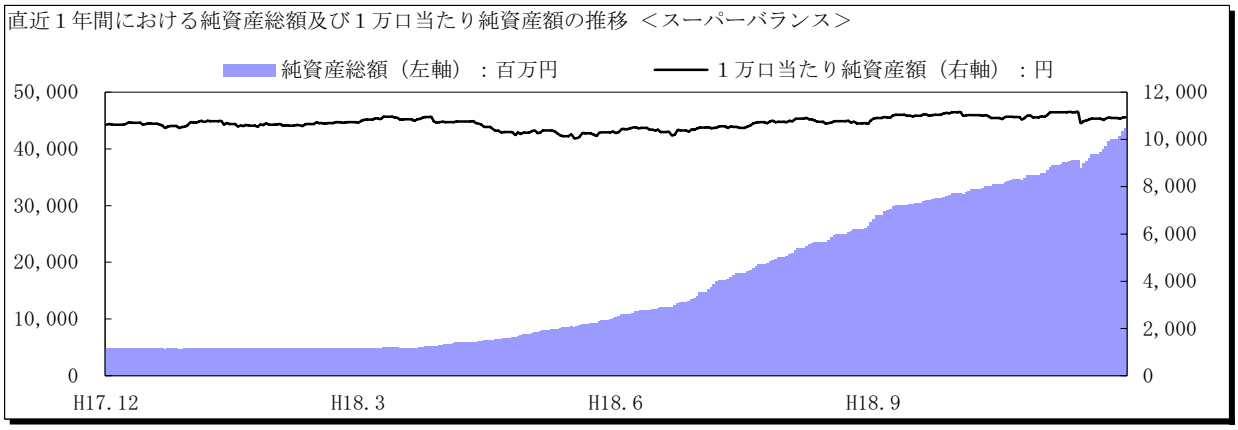

②　分配の推移

	１万口当たり税込み分配金(円)
第１計算期間(平成10年12月１日から平成11年11月30日まで)	600
第２計算期間(平成11年12月１日から平成12年11月30日まで)	0
第３計算期間(平成12年12月１日から平成13年11月30日まで)	0
第４計算期間(平成13年12月１日から平成14年12月２日まで)	0
第５計算期間(平成14年12月３日から平成15年12月１日まで)	0
第６計算期間(平成15年12月２日から平成16年11月30日まで)	0
第７計算期間(平成16年12月１日から平成17年11月30日まで)	40
第１特定期間(平成17年12月１日から平成18年５月９日まで)	100
第２特定期間(平成18年５月10日から平成18年11月９日まで)	335

③　収益率の推移

	収益率（%）
第１計算期間(平成10年12月１日から平成11年11月30日まで)	7.77
第２計算期間(平成11年12月１日から平成12年11月30日まで)	△4.64
第３計算期間(平成12年12月１日から平成13年11月30日まで)	△7.17
第４計算期間(平成13年12月１日から平成14年12月２日まで)	△5.65
第５計算期間(平成14年12月３日から平成15年12月１日まで)	3.18
第６計算期間(平成15年12月２日から平成16年11月30日まで)	3.69
第７計算期間(平成16年12月１日から平成17年11月30日まで)	15.01
第１特定期間(平成17年12月１日から平成18年５月９日まで)	3.54
第２特定期間(平成18年５月10日から平成18年11月９日まで)	5.23

財務ハイライト情報

１．以下の「財務ハイライト情報」については、有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」より抜粋して記載しております。
２．当ファンドの「財務諸表」については、あずさ監査法人による監査を受けております。
当ファンドの監査報告書については、有価証券届出書「第三部　ファンドの詳細情報　第４　ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付しております。

１　貸借対照表

区分	第１特定期間 （平成18年５月９日現在）	第２特定期間 （平成18年11月９日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,260,091	57,667,658
コール・ローン	260,054,267	720,213,215
投資証券	1,131,733,245	6,661,198,712
親投資信託受益証券	4,630,788,719	26,439,587,898
派生商品評価勘定	1,035	483,899
未収入金	－	8,386,116
未収配当金	9,057,192	6,340,442
未収利息	11	2,959
その他未収収益	274,308	－
流動資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899
資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,212	46,136
未払金	32,659,608	188,537,492
未払収益分配金	27,031,866	181,891,154
未払解約金	512,890	87,600
未払受託者報酬	2,259,301	2,735,845
未払委託者報酬	27,111,521	32,830,127
その他未払費用	112,909	136,781
流動負債合計	89,690,307	406,265,135
負債合計	89,690,307	406,265,135
純資産の部		
元本等		
元本	5,561,099,104	30,688,130,476
元本合計	5,561,099,104	30,688,130,476
剰余金		
期末剰余金	382,379,457	2,799,485,288
（うち分配準備積立金）	(343,544,535)	(1,238,888,833)
剰余金合計	382,379,457	2,799,485,288
元本等合計	5,943,478,561	33,487,615,764
純資産合計	5,943,478,561	33,487,615,764
負債・純資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899

2　損益及び剰余金計算書

区分	第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）	第２特定期間 （自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取配当金	16,278,912	60,177,967
受取利息	16,771,368	325,350
有価証券売買等損益	163,694,094	1,391,300,681
為替差損益	△27,385,491	165,848,451
その他収益	304,507	23,571
営業収益合計	169,663,390	1,617,676,020
営業費用		
受託者報酬	2,259,301	9,671,258
委託者報酬	27,111,521	116,055,024
その他費用	1,382,402	7,106,533
営業費用合計	30,753,224	132,832,815
営業利益	138,910,166	1,484,843,205
経常利益	138,910,166	1,484,843,205
当期純利益	138,910,166	1,484,843,205
一部解約に伴う当期純利益分配額	2,131,542	1,869,191
期首剰余金	190,474,054	382,379,457
剰余金増加額	86,372,598	1,608,367,538
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	(86,372,598)	(1,608,367,538)
剰余金減少額	4,213,953	17,489,250
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	(4,213,953)	(17,489,250)
分配金	27,031,866	656,746,471
期末剰余金	382,379,457	2,799,485,288

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）	第２特定期間 （自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額－などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間１年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 （３）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （４）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（１）先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 （２）為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３．収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。 （２）有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。
４．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

８．ファンドの運営方法などが知りたい

管理および運営の概要

1. 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、販売会社および下記委託会社において入手することができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社のお問合せ窓口

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号　03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.mdam.co.jp）
モバイルサービス（携帯）（http://www.mdam.co.jp/mobile/）

2. 信託の終了（繰上償還）

ファンドの信託期間は無期限ですが、以下の場合には所定の手続きを経て、信託を終了（繰上償還）することがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

①信託契約締結日から３年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、委託会社がこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

②監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

③委託会社が監督官庁より認可※の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（他の委託会社が業務を引き継ぐ場合を除きます。）

※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

④受託会社が辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

委託会社が信託を終了させる場合は、以下の手続きで行います。

・繰上償還の公告
・受益者に対して書面の交付
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間
１カ月以上の受益者が異議を述べることが出来る期間

異議が受益権の総口数の２分の１以下
繰上償還を行います。

異議が受益権の総口数の２分の１超
繰上償還は行いません。委託会社は繰上償還をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

3. 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについては、以下の手続きで行います。

・約款変更の公告
・受益者に対して書面の交付
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

異議申立期間
１カ月以上の受益者が異議を述べることが出来る期間

異議が受益権の総口数の２分の１以下
約款変更を行います。

異議が受益権の総口数の２分の１超
約款変更は行いません。委託会社は約款変更をしない旨および理由を公告し、受益者に対して書面を交付します。
※全ての受益者に書面を交付したときは、原則、公告は行いません。

4. 償還金について
償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
6. 反対者の買取請求権
信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。
7. 運用報告書について
委託会社は、法令等の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、５月および 11 月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。
8. その他のディスクロージャー資料について
委託会社は、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。
9. 公告
委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
10. 関係法人との契約の更改等に関する手続き
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の３カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の１カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

内国投資信託受益証券事務の概要

1. 名義書換
委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
2. 受益者名簿
該当事項はありません。
3. 受益者に対する特典
該当事項はありません。
4. 受益権の譲渡
①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件
譲渡制限はありません。受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。
8. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

明治ドレスナー･アセットマネジメントの概況

1. 資本金の額(有価証券届出書提出日現在) ：10億円
2. 委託会社の沿革

昭和61年11月	：	コスモ投信株式会社設立
平成10年10月	：	ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
平成12年 2月	：	商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
平成12年 7月	：	明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（有価証券届出書提出日現在）

株　主　名	住　所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の比率
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号	11,340株	90%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ アジア・パシフィック ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 80636 ミュンヘン ニュンフェンブルガー シュトラーセ 112-116	1,261株	10%

その他のファンド情報

1. 内国投資信託受益証券の形態等
①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）
②当初の１口当たり元本は、１円です。
③格付けは取得していません。
※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「5.振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治ドレスナー･アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
2. 発行（売出）価額の総額
5,000億円を上限とします。
3. 申込期間
平成19年2月10日(土)から平成19年8月9日(木)まで
※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
4. 払込期日
申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。
振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

5. 振替機関に関する事項
株式会社証券保管振替機構
6. その他
①申込証拠金はありません。
②本邦以外の地域における発行　：　該当事項はありません。
③振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「5. 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
④金融商品取引法等の施行について
証券取引法等の一部を改正する法律が平成 18 年 6 月 14 日に公布されておりますが、その主たる部分は当該公布の日から 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で指定する日から施行され、証券取引法は題名を金融商品取引法と改められ、規定の変更も行われます。
金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律等の施行により、信託約款の規定等の変更を行っていきますが、この変更により商品性の同一性が失われるものではなく、また、記載内容に実質的な変更が生じるものではありません。
なお、金融商品取引法の施行ならびに同法に関連して改正される法令諸規則の施行後であっても、証券取引法等に関連する規定に関する記載は、特段の記載がない場合は金融商品取引法等の施行前の旧法令諸規則の規定に関する記載としてお読みください。

［参　考］予定されている約款変更の内容
信託約款の変更により、修正される主な用語等は以下の通りです。

施行前	施行後
証券取引法	金融商品取引法
証券取引所	金融商品取引所
委託者の認可	委託者の登録
投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 13 項	投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項

金融商品取引法ならびに同法に関連して改正される投資信託及び投資法人に関する法律が施行された場合には、信託約款中の（委託者の認可取消等に伴う取扱い）の規定につきましては、規定していた法令が投資信託及び投資法人に関する法律から金融商品取引法に変更となる部分を含みますので、以下の通りお読み替えください。（下線部は変更部分を示します。）

（委託者の<u>登録</u>取消等に伴う取扱い）
第 45 条　委託者が監督官庁より<u>登録</u>の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の<u>投資信託委託会社</u>に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 48 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該<u>投資信託委託会社</u>と受託者との間において存続します。
7. ファンドの詳細情報の項目（投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目）
有価証券届出書　第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次のとおりです。
第１　ファンドの沿革
第２　手続等
１　申込（販売）手続等
２　換金（解約）手続等
第３　管理及び運営
１　資産管理等の概要
⑴ 資産の評価、 ⑵ 保管、 ⑶ 信託期間、 ⑷ 計算期間、 ⑸ その他
２　受益者の権利等
第４　ファンドの経理状況
１　財務諸表
⑴ 貸借対照表、 ⑵ 損益及び剰余金計算書、 ⑶ 注記表、 ⑷ 附属明細表
２　ファンドの現況　　純資産額計算書
第５　設定及び解約の実績

用語集

投資信託説明書（目論見書）

証券取引法に基づいて作成された投資信託の説明書です。その内容は「ファンドの特徴」、「買付と換金」、「費用と税金」、「運用状況」、「運営方法」等がわかりやすく説明されています。

基本的な情報が記載され、投資家の皆様に必ず交付される「投資信託説明書(交付目論見書)」と、追加的な情報が記載され、投資家の請求に応じて交付される「投資信託説明書(請求目論見書)」があります。

約款(信託約款)

投資信託の基本的事項が定められた条項です。投資信託は、約款に基づいて運用・運営されています。投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社(委託者)と受託銀行(受託者)は、約款に基づいて信託契約を締結します。

運用報告書

投資信託がどのように運用され、その結果どうなったかを現在の運用内容と合わせて説明する報告書です。その内容は「投資環境」、「運用状況」、「今後の運用方針」、「費用」、「基準価額・分配金の状況」等を説明してあります。

申込手数料

投資信託購入に際し販売会社に支払う費用です。当ファンドの申込手数料は、ご購入時にお申込金額に2.1%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た額となります。

信託報酬

投資信託の運用・管理にかかる費用で信託財産の中から委託会社・受託銀行・販売会社などに支払われます。目論見書や運用報告書の費用の項目で記載されています。当ファンドでは、純資産総額に年1.365%（税抜1.3%）の率をかけた金額が日々かかります。

監査報酬(監査費用)

投資信託の監査を受けるための費用です。投資信託では、運用・運営が適正に行われているか監査法人の監査を受けることが義務づけられています。当ファンドでは、純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率をかけた金額が日々かかります。

基準価額

投資信託の受益権1口当り（もしくは1万口当り）の時価を示す価額です。投資信託に組み入れている株式、公社債およびリート等をすべて時価等により評価し、債券の利息、株式やリートの配当金等の収入を加えて資産総額を算出します。そこからファンドの運用に必要な費用などのコスト等の負債総額を差し引いて純資産総額を出し、さらにその日の受益権口数で割ったものが基準価額です。便宜上、1万口当たりをもって表示されています。

$$\text{基準価額} = \frac{\text{ファンドの有価証券の組入資産総額} - \text{ファンドのコスト等の負債総額}}{\text{ファンドの総口数}}$$

信託財産

たくさんの投資家から集められたお金は、運用の専門家である委託会社が株式や公社債等を対象に証券・金融市場で運用しますが、そのまとまった資金のことです。信託財産は受託銀行によって管理、保管されます。

信託財産留保額

信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。当ファンドでは、ご換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた金額となります。

収益分配金

運用によって得た収益を分配方針にしたがって投資家に分配するもので、毎計算期末に支払われます。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。収益分配金には、運用収益の分配として課税扱いとなる「普通分配金」と、元本の一部払戻しに相当するため非課税扱いとなる「特別分配金」があります。

償還金

投資信託の信託期間（運用）が終了し受益者に金銭が返還されることをいいます。なお、定められた信託期間中であっても、ファンドの規模が小さくなった等やむを得ない事情が発生した場合は、繰り上げて償還することがあります。

アクティブ運用

インデックス(TOPIXや日経平均株価といった市場指数)を上回るパフォーマンスを目指す運用手法のことです。

アセット・アロケーション

投資目的等をもとに投資環境や投資対象の分析を行った上で、国内外の株式・債券や現金などの資産に適切に資金を配分することをいいます。

インカムゲイン／キャピタルゲイン

投資信託の収益は、インカムゲインとキャピタルゲインの2つに大別することができます。
株式等有価証券の値動きにより投資元本（キャピタル）自体の価値が変動しますが、値上がりによる収益をキャピタルゲインといい、反対に値下がりによる損失をキャピタルロスといいます。また、債券の利子、株式の配当金やコールローン・割引手形・譲渡性預金証書等短期金融商品の利息等から得られる収益をインカムゲインといいます。

ブラインド方式

申込み当日の基準価額がわからない状況で投資信託の購入や解約を申し込む方法をいいます。
投資信託協会の自主ルールにより、投資信託等の購入（当初設定の募集時を除きます。）や解約の際、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間は、申込日の証券取引所の立会の終了時間である午後3時となっています。一方、投資信託の基準価額は申込み当日の証券取引所の終値に基づいて算出されるため、申込み当日の受付扱いとなる締切り時間においては基準価額はまだ算出されていません。この制度は受益者の公平性を確保するために設けられているものです。

ベンチマーク

運用の目標基準、運用実績の評価基準のことをいいます。投資信託の運用成績を判断する上で、基準価額の推移だけをみるのでなくベンチマークに対して、どのように基準価額が推移しているのかということが重要となります。

ポートフォリオ

投資信託が保有する株式、公社債、短期金融商品等の資産構成をいいます。

信託約款

＜スーパーバランス（毎月分配型）＞

運 用 の 基 本 方 針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、内外の株式・公社債・不動産投資信託証券（以下、「ＲＥＩＴ」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

スーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および内外のＲＥＩＴを主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① マザーファンドを通じた日本を含む世界各国の株式・公社債への投資ならびにＲＥＩＴへの投資を行なうことにより、資産を分散しリスクの低減を図ったバランス運用を行ないます。

② 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行ないません。

③ 運用にあたっては、りそな信託銀行株式会社から、グローバルアセットアロケーションをはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行ないます。

(1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

(3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託　スーパーバランス（毎月分配型）　　約　款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、証券投資信託であり、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

（信託事務の委託）

第２条　受託者は、信託法第26条第１項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第４条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行うものとします。この場合、信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

（信託の目的および金額）

第３条　委託者は、金50億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第４条　委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第１項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第６条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第13項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については50億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。
振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第２条第９項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第２条第２号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の２第３項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条　受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額および手数料）

第13条　委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対しては、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資約款にしたがっ

て契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益証券の価額は1口につき1円とします。

④ 前項の手数料の額は、次のとおりとします。

1. 当該取得申込の口数（以下「当該取得申込総口数」といいます。）に応じ、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が2%を上限としてそれぞれ個別に定める手数料率を基準価額に乗じて得た額とし、当該手数料率をあらかじめ委託者に通知するものとします。
2. 証券投資信託にかかる受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。）にあっては、当初の信託終了日まで当該信託にかかる受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあっては当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託にかかる受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3カ月以内に、当該償還金の支払いを受けた証券会社または登録金融機関でこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の当該手数料の額は、当該取得申込総口数のうち当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、償還金額とその元本額のうちいずれか大きい額）で取得する口数（以下「償還金取得口数」といいます。）については第1号に定める手数料を徴しないものとし、当該取得申込総口数のうち償還金取得口数を超える口数については、第1号に定める当該取得申込総口数に適用される率を基準価額に乗じて得た額とします。なお、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。ただし、当該証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して申し出た場合には、本号の適用はありません。

⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ. 有価証券
   ロ. 金銭債権
   ハ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
   ニ. 金銭を信託する信託の受益権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたスーパーバランス マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図できます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第5号の証券を以下「公社債」といい、第3号および第4号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

② 委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第18条 受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合に

は、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第24条第2項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条および前条第1項および第2項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第21条、第23条、第28条、第29条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

（公社債の借入れ）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（有価証券の保管）

第25条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条　金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の表示および記載の省略）

第27条　信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

（有価証券売却等の指図）

第28条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第29条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とし、かつ借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内の額とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎月10日から翌月9日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第8計算期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用および監査費用）
第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
② 信託財産に係る会計監査費用は第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.5の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、当該会計監査費用に係る消費税等に相当する金額とともに、信託財産中から支弁するものとします。
③ 本条第1項、第2項に規定する支出金を、以下「諸経費」といいます。
（信託報酬等の額）
第36条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た額とします。
② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
（収益の分配方式）
第37条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）
第38条　受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第39条　収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第40条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
④ 一部解約金（第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
（収益分配金および償還金の時効）
第40条　受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。
（信託契約の一部解約）
第41条　受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。
⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初

の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第42条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下ることとなる場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の認可取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条　第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求に関する取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

（公告）

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則

第1条　第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月30日以前の取得申込みにかかる受益権の信託時の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条　平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成10年12月1日

2007.2

スーパーバランス(毎月分配型)

愛称: やじろべえ

追加型株式投資信託

投資信託説明書(請求目論見書)

本書は、証券取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

明治ドレスナー・アセットマネジメント

１．「スーパーバランス（毎月分配型）」の受益権の募集については、委託者は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年2月9日に関東財務局長に提出しており、平成19年2月10日にその届出の効力が生じております。

２．当ファンドは、主に内外の株式、公社債およびリート（不動産投資信託）を投資対象としています。一般的に株式、公社債およびリートの価格は、国内および国際的な経済・金融・政治情勢等の影響を受け変動します。また、発行者の経営・財務状況の変化、信用状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等でも値動きします。さらに外貨建資産に投資するため為替変動の影響もあり、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

３．投資信託は、元本が保証された商品ではありません。

４．投資信託への投資にあたっては、投資家の皆様に、信託財産を通じて間接的に信託報酬、監査報酬および管理費用等のコストをご負担いただきます。

５．投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

６．本書は、証券取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）です。

発行者名　：明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名　：代表取締役社長　安　藤　　豊
本店の所在の場所　：東京都港区北青山三丁目６番７号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称　：　スーパーバランス（毎月分配型）
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額　：　上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所　：　該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

頁

第１　ファンドの沿革 …… 1

第２　手続等
　１　申込（販売）手続等 …… 1
　２　換金（解約）手続等 …… 2

第３　管理及び運営
　１　資産管理等の概要 …… 2
　２　受益者の権利等 …… 5

第４　ファンドの経理状況 …… 5
　１　財務諸表 …… 8
　２　ファンドの現況 …… ３４

第５　設定及び解約の実績 …… ３４

第１　ファンドの沿革

平成10年12月１日　信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第２　手続等

１　申込（販売）手続等

1. 取得のお申込みの際には、販売会社に取引口座を開設していただきます。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。
   基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
   明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
   電話番号　03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
   ホームページアドレス（http://www.mdam.co.jp）
   モバイルサービス（携帯）（http://www.mdam.co.jp/mobile/）
4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.1％（税抜2.0％）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。
   ※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。（以下同じ。）
   ※申込手数料につきましては、お申込みの販売会社または下記委託会社にお問合せください。
   明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
   電話番号　03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
   ※販売会社により、他のファンドの償還金をもってその支払いを行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合には、その償還金額の範囲内（単位型投信においては、償還額と元本額のいずれか大きい額）で取得する部分については無手数料となる場合（償還乗換え）があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
   ※「累投コース(分配金再投資コース)」でお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「一般コース（分配金受取りコース)」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「累投コース（分配金再投資コース)」があります。収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。
   ※「累投コース（分配金再投資コース)」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結する必要があります。
   ※販売会社により「一般コース（分配金受取りコース)」と「累投コース（分配金再投資コース)」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
   ※「累投コース(分配金再投資コース)」を選択する場合であっても、販売会社により、定期引出契約（名称が異なる場合があります。）を締結することにより、収益分配金を受取ることができる場合があります。
6. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。
   ※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、１口単位とします。
7. 申込期間中における取得申込みの受付けは、午後３時まで（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合には、午前11時まで）とし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。
8. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

２　換金（解約）手続等

・信託の一部解約（解約請求制）

1. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（翌営業日の基準価額の0.3%）を控除した額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。

   基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

   明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
   電話番号　03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
   ホームページアドレス（http://www.mdam.co.jp）
   モバイルサービス（携帯）（http://www.mdam.co.jp/mobile/）

   ※「信託財産留保額」とは、受益者間の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

2. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。

   ※受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4. 換金（解約）手数料はありません。

   ※一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。

5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。

   ※自動継続投資契約にかかる受益権については１口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

6. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。

7. 上記により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

8. 一部解約の実行の請求の受付けは、午後３時（年末年始など本邦証券取引所が半日取引の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとして取扱います。

9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

第３　管理及び運営

１　資産管理等の概要

(1)資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、照会先は以下のとおりです。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
電話番号　03-5469-2946（受付時間は、営業日の午前９時～午後５時）
ホームページアドレス（http://www.mdam.co.jp）
モバイルサービス（携帯）（http://www.mdam.co.jp/mobile/）

(2)保管

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)信託期間

この信託の期間は無期限です。

(4)計算期間

①ファンドの計算期間は、毎月10日から翌月９日までとすることを原則とします。ただし、第7計算期間までは、毎年11月30日を原則として各計算期間の終了日とし、第８計算期間は平成17年12月１日から平成18年５月９日までとします。

②各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)その他

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または信託契約の一部解約により、信託契約締結日から３年を経過した日以降において、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の認可※取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

※なお、金融商品取引法等が施行された場合には、認可を登録と読み替えます。

④受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は信託約款変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日以内）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。
7. 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記1. から5. までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2. の書面の交付を原則として行いません。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、５月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、販売会社の本支店で、受取ることもできます。

⑩その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、月次および週次のレポートを作成しており、販売会社において入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

⑪公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑫関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の３カ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。また、委託会社と投資顧問会社との間において締結された「投資顧問契約」は、契約期間満了日の１カ月前までに委託会社および投資顧問会社いずれかから別段の意思表示がない限り、１年毎に自動更新されます。

２　受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

⑴収益分配金請求権

①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

②収益分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、収益分配金についてその支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑤累投コース（分配金再投資コース）にお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社が、「別に定める契約」に基づき、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で決算日の翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

⑵償還金請求権

①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

②償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

⑶受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑷信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、５営業日目から受益者に支払います。

⑸帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第４　ファンドの経理状況

１．　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

２．　当ファンドの計算期間は６ヶ月未満であるため、財務諸表は６ヶ月毎に作成しております。

３．　当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1特定期間（平成17年12月1日から平成18年5月9日まで）及び第2特定期間（平成18年5月10日から平成18年11月9日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成１８年７月３日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　公高

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　奥村始史

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成１７年１２月１日から平成１８年５月９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成１８年５月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

独立監査人の監査報告書

平成１８年１２月２６日

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

あ　ず　さ　監　査　法　人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　公高

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　奥村始史

当監査法人は、証券取引法第１９３条の２の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスーパーバランス（毎月分配型）の平成１８年５月１０日から平成１８年１１月９日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スーパーバランス（毎月分配型）の平成１８年１１月９日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1　財務諸表

スーパーバランス（毎月分配型）

(1)　貸借対照表

区分	第１特定期間 （平成18年５月９日現在）	第２特定期間 （平成18年11月９日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,260,091	57,667,658
コール・ローン	260,054,267	720,213,215
投資証券	1,131,733,245	6,661,198,712
親投資信託受益証券	4,630,788,719	26,439,587,898
派生商品評価勘定	1,035	483,899
未収入金	－	8,386,116
未収配当金	9,057,192	6,340,442
未収利息	11	2,959
その他未収収益	274,308	－
流動資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899
資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,212	46,136
未払金	32,659,608	188,537,492
未払収益分配金	27,031,866	181,891,154
未払解約金	512,890	87,600
未払受託者報酬	2,259,301	2,735,845
未払委託者報酬	27,111,521	32,830,127
その他未払費用	112,909	136,781
流動負債合計	89,690,307	406,265,135
負債合計	89,690,307	406,265,135
純資産の部		
元本等		
元本	5,561,099,104	30,688,130,476
元本合計	5,561,099,104	30,688,130,476
剰余金		
期末剰余金	382,379,457	2,799,485,288
（うち分配準備積立金）	(343,544,535)	(1,238,888,833)
剰余金合計	382,379,457	2,799,485,288
元本等合計	5,943,478,561	33,487,615,764
純資産合計	5,943,478,561	33,487,615,764
負債・純資産合計	6,033,168,868	33,893,880,899

(2)　損益及び剰余金計算書

区分	第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）	第２特定期間 （自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取配当金	16,278,912	60,177,967
受取利息	16,771,368	325,350
有価証券売買等損益	163,694,094	1,391,300,681
為替差損益	△27,385,491	165,848,451
その他収益	304,507	23,571
営業収益合計	169,663,390	1,617,676,020
営業費用		
受託者報酬	2,259,301	9,671,258
委託者報酬	27,111,521	116,055,024
その他費用	1,382,402	7,106,533
営業費用合計	30,753,224	132,832,815
営業利益	138,910,166	1,484,843,205
経常利益	138,910,166	1,484,843,205
当期純利益	138,910,166	1,484,843,205
一部解約に伴う当期純利益分配額	2,131,542	1,869,191
期首剰余金	190,474,054	382,379,457
剰余金増加額	86,372,598	1,608,367,538
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）	(86,372,598)	(1,608,367,538)
剰余金減少額	4,213,953	17,489,250
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）	(4,213,953)	(17,489,250)
分配金	27,031,866	656,746,471
期末剰余金	382,379,457	2,799,485,288

(3)　注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）	第２特定期間 （自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （２）公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額－などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間１年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。 （３）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 （４）親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	（１）先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 （２）為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３．収益及び費用の計上基準	（１）受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。 （２）有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。
４．その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(追加情報)

第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）
平成18年3月28日付で信託約款の変更を行い、外貨建資産の割合を無制限にしております。 平成18年4月17日付で下記事項にかかる信託約款の変更を行っております。 ファンド名を「スーパーバランス」より「スーパーバランス（毎月分配型）」に変更いたしました。 ファンドの計算期間は、1年（毎年12月1日から翌年11月30日まで）としておりましたが、1ヵ月（毎月10日から翌月9日まで）に変更いたしました。これに伴い、第1特定期間は平成17年12月1日から平成18年5月9日までとなっております。 当ファンドは内外の株式・債券およびデリバティブを主要な運用対象としておりましたが、内外の株式・債券およびデリバティブを主要な運用対象とする親投資信託の受益証券を主要な運用対象に変更いたしました。 内外の投資証券（ＲＥＩＴ）を投資対象として追加いたしました。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第１特定期間 （平成18年５月９日現在）	第２特定期間 （平成18年11月９日現在）
１．当該特定計算期間の末日における受益権の総数	5,561,099,104口	30,688,130,476口
２．当該特定計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	1.0688円	1.0912円
３．期首元本額	4,544,282,096円	－
期中追加設定元本額	1,122,380,413円	
期中一部解約元本額	105,563,405円	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第１特定期間
（自　平成17年12月１日
至　平成18年５月９日）

第8計算期（平成17年12月１日から平成18年５月９日まで）

分配金の計算過程
計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した受取配当金、受取利息、有価証券売買等損益、為替差損益、その他収益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注１）、分配準備積立金（配当等収益）（注２）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注３）を合計した483,955,179円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は27,805,495円です。
なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。

（単位：円）

受取配当金	A	16,278,912
受取利息	B	16,771,368
有価証券売買等損益	C	163,694,094
為替差損益	D	△27,385,491
その他収益	E	304,507
解約に伴う当期純利益分配額	F	2,131,542
経費	G	30,753,224
繰越欠損金補てん額	H	104,600,805
収益調整金（その他収益調整金）（注１）	I	113,378,778
分配準備積立金（配当等収益）（注２）	J	275,995,973
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注３）	K	62,402,609
分配対象収益合計	L(A+B+C+D+E−F−G−H+I+J+K)	483,955,179
当ファンドの当期末残存受益権口数	M	5,561,099,104(口)
分配可能額	N（L）	483,955,179
１口当たり分配可能額	O（N／M）	0.0870
１口当たり分配額	P	0.0050
収益分配金額	Q	27,805,495

※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は773,629円です。

（注１）収益調整金
収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の２つがあります。信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。
収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。
収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。

（注２）分配準備積立金（配当等収益）
経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。

（注３）分配準備積立金（有価証券売買等利益）
経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第２特定期間
（自　平成18年５月10日
至　平成18年11月９日）

第9計算期（平成18年５月10日から平成18年６月９日まで）

分配金の計算過程

計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）を合計した705,917,678円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は42,008,701円です。

なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。

（単位:円）

配当等収益（注１）	A	20,028,696
解約に伴う当期純利益分配額	B	675
経費	C	8,318,069
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	D	350,824,516
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	E	281,009,905
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）	F	62,373,305
分配対象収益合計	G（A－B－C＋D＋E＋F）	705,917,678
当ファンドの当期末残存受益権口数	H	8,401,740,264(口)
分配可能額	I（G）	705,917,678
１口当たり分配可能額	J（I／H）	0.0840
１口当たり分配額	K	0.0050
収益分配金額	L	42,008,701

※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,479,956円です。

（注１）配当等収益

配当等収益には、当ファンドの受取配当金4,984,425円、受取利息635円、その他収益23,556円及び親投資信託からの分配可能額15,020,080円を含めて表示しております。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10計算期（平成18年６月10日から平成18年７月10日まで）

分配金の計算過程

計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）を合計した903,425,021円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は61,042,791円です。

なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。

（単位:円）

配当等収益（注１）	A	22,443,392
有価証券売買等損益	B	318,816,700
解約に伴う当期純利益分配額	C	109,874
経費	D	11,599,381
繰越欠損金補てん額	E	307,872,137
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	F	567,328,205
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	G	280,879,210
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）	H	33,538,906
分配対象収益合計	I（A＋B－C－D－E＋F＋G＋H）	903,425,021
当ファンドの当期末残存受益権口数	J	11,098,689,289(口)
分配可能額	K（I）	903,425,021
１口当たり分配可能額	L（K／J）	0.0814
１口当たり分配額	M	0.0055
収益分配金額	N	61,042,791

※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,236,698円です。

（注１）配当等収益

配当等収益には、当ファンドの受取配当金7,333,946円、受取利息5,857円及び親投資信託からの分配可能額15,103,589円を含めて表示しております。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11計算期（平成18年７月11日から平成18年８月９日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）、有価証券売買等損益より経費、繰越欠損金補てん額を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）を合計した1,454,655,801円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は92,661,199円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		（単位:円）
配当等収益（注１）	A	23,611,278
有価証券売買等損益	B	261,800,797
解約に伴う当期純利益分配額	C	4,463
経費	D	17,895,778
繰越欠損金補てん額	E	97,955,484
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	F	1,008,965,643
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	G	276,133,808
分配対象収益合計	H（A＋B－C－D－E＋F＋G）	1,454,655,801
当ファンドの当期末残存受益権口数	I	16,847,490,825(口)
分配可能額	J（H）	1,454,655,801
１口当たり分配可能額	K（J／I）	0.0863
１口当たり分配額	L	0.0055
収益分配金額	M	92,661,199
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は938,717円です。 （注１）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金3,549,146円、受取利息36,938円、その他収益15円及び親投資信託からの分配可能額20,025,179円を含めて表示しております。		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12計算期（平成18年８月10日から平成18年９月11日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）、有価証券売買等損益より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）を合計した2,094,148,567円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は121,764,585円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		（単位:円）
配当等収益（注１）	A	45,680,243
有価証券売買等損益	B	279,082,268
解約に伴う当期純利益分配額	C	1,114,431
経費	D	26,721,950
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	E	1,444,276,723
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	F	275,336,565
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）	G	77,609,149
分配対象収益合計	H（A＋B－C－D＋E＋F＋G）	2,094,148,567
当ファンドの当期末残存受益権口数	I	22,139,015,556(口)
分配可能額	J（H）	2,094,148,567
１口当たり分配可能額	K（J／I）	0.0946
１口当たり分配額	L	0.0055
収益分配金額	M	121,764,585
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,536,991円です。 （注１）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金12,611,503円、受取利息61,758円及び親投資信託からの分配可能額33,006,982円を含めて表示しております。		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第13計算期（平成18年９月12日から平成18年10月10日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）、有価証券売買等損益より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）を合計した3,489,225,459円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は164,107,275円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		（単位:円）
配当等収益（注１）	A	97,257,284
有価証券売買等損益	B	973,647,770
解約に伴う当期純利益分配額	C	354,734
経費	D	30,688,975
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	E	1,920,430,135
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	F	274,967,327
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）	G	253,966,652
分配対象収益合計	H（A＋B－C－D＋E＋F＋G）	3,489,225,459
当ファンドの当期末残存受益権口数	I	27,351,212,661(口)
分配可能額	J（H）	3,489,225,459
１口当たり分配可能額	K（J／I）	0.1276
１口当たり分配額	L	0.0060
収益分配金額	M	164,107,275
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は1,536,872円です。 （注１）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金20,536,383円、受取利息80,654円及び親投資信託からの分配可能額76,640,247円を含めて表示しております。		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14計算期（平成18年10月11日から平成18年11月９日まで）		
分配金の計算過程 計算期間末に、解約に伴う当期純利益分配額を控除した配当等収益（注１）より経費を控除した金額に、収益調整金（その他収益調整金）（注２）、分配準備積立金（配当等収益）（注３）及び分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）を合計した3,755,680,840円が当期の分配対象収益となります。当期の収益分配金額は184,128,782円です。 なお、分配対象収益に含めた収益調整金（その他収益調整金）は前期から繰越された金額に当期追加または解約による増減額を加算したものです。また分配対象収益に含めた分配準備積立金（配当等収益、有価証券売買等利益）は前期から繰越された金額に当期解約による減少額を控除したものです。		（単位:円）
配当等収益（注１）	A	57,453,267
解約に伴う当期純利益分配額	B	2,704
経費	C	37,608,662
収益調整金（その他収益調整金）（注２）	D	2,334,900,853
分配準備積立金（配当等収益）（注３）	E	273,933,564
分配準備積立金（有価証券売買等利益）（注４）	F	1,127,004,522
分配対象収益合計	G（A－B－C＋D＋E＋F）	3,755,680,840
当ファンドの当期末残存受益権口数	H	30,688,130,476(口)
分配可能額	I（G）	3,755,680,840
１口当たり分配可能額	J（I／H）	0.1224
１口当たり分配額	K	0.0060
収益分配金額	L	184,128,782
※今期の課税対象収益分配金に加算した外国所得税は2,237,628円です。 （注１）配当等収益 配当等収益には、当ファンドの受取配当金11,162,564円、受取利息139,508円及び親投資信託からの分配可能額46,151,195円を含めて表示しております。		

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

（注２）～（注４）
（注２）収益調整金 収益調整金は各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、その計上方法により収益調整金（その他収益調整金）と収益調整金（有価証券売買等損益相当額）の２つがあります。 信託時の受益証券の価額は、信託財産の純資産総額のうち元本部分、配当等収益などに相当する部分、有価証券売買損益などに相当する部分のそれぞれの純資産総額に対する割合に応じて、それぞれの相当額に分け、元本相当部分は元本に、配当等収益などに相当する部分は収益調整金（その他収益調整金）に、有価証券売買損益などに相当する部分は収益調整金（有価証券売買等損益相当額）に計上されます。 収益調整金は追加信託のつど計上され、解約に伴う収益分配のつど調整されます。 収益調整金は、毎計算期末において、分配にあてることができます。ただし、欠損のある場合には、当該金額に相当する売買損益相当収益調整金を当該科目に留保します。 （注３）分配準備積立金（配当等収益） 経費控除後の配当等収益（受取利息、受取配当金等）は全額分配することができますが、その全部または一部を信託財産中に留保することができます。分配にあてず信託財産中に留保した配当等収益は分配準備積立金（配当等収益）に計上され翌期に繰り越されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。 （注４）分配準備積立金（有価証券売買等利益） 経費控除後の有価証券売買等利益は、繰越欠損がある場合にはこれを補てんした後の残額を分配することができます。また繰越欠損がない場合は経費控除後の有価証券売買等利益は全額分配することができます。分配にあてず信託財産中に留保した有価証券売買等利益は分配準備積立金中の有価証券売買等利益として計上されます。前期から繰り越された分配準備積立金は全額分配に使用することができます。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

第１特定期間 （平成18年５月９日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,131,733,245	33,502,045
親投資信託受益証券	4,630,788,719	△43,287,579
合計	5,762,521,964	△9,785,534

売買目的有価証券

第２特定期間 （平成18年11月９日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	6,661,198,712	△21,909,802
親投資信託受益証券	26,439,587,898	△67,132,449
合計	33,100,786,610	△89,042,251

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

Ⅰ取引の状況に関する事項

第１特定期間 （自　平成17年12月１日 至　平成18年５月９日）	第２特定期間 （自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
１．取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
２．取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
３．取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
４．取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
５．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ取引の時価等に関する事項

区分	種類	第１特定期間 （平成18年５月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	32,649,654	－	32,648,477	△1,177
	米ドル	18,477,073	－	18,477,073	0
	オーストラリアドル	6,820,185	－	6,821,220	1,035
	香港ドル	997,925	－	997,300	△625
	シンガポールドル	845,799	－	845,537	△262
	ユーロ	5,508,672	－	5,507,347	△1,325
合計		32,649,654	－	32,648,477	△1,177

区分	種類	第２特定期間 （平成18年11月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	175,695,401	－	176,133,164	437,763
	米ドル	161,614,447	－	162,095,197	480,750
	オーストラリアドル	10,509,704	－	10,464,072	△45,632
	シンガポールドル	735,213	－	736,159	946
	ニュージーランドドル	121,733	－	121,229	△504
	ユーロ	2,714,304	－	2,716,507	2,203
合計		175,695,401	－	176,133,164	437,763

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

３．換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第１特定期間 (平成18年５月９日現在)	第２特定期間 (平成18年11月９日現在)
１．期首元本額	－	5,561,099,104円
期中追加設定元本額		25,357,516,948円
期中一部解約元本額		230,485,576円

(4)　附属明細表

第１有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	円			円	
		日本ビルファンド投資法人	76	95,760,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	52	56,680,000	
		日本リテールファンド投資法人	55	49,720,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	68	26,180,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人	39	37,713,000	
	円　小計			円	
			290	266,053,000	
	米ドル			米ドル	
		Boston Properties Inc	18,300	1,892,952.00	
		Equity Office Properties Trust	60,100	2,515,185.00	
		Apartment Investment & Mgmt	17,200	924,328.00	
		SL Green Realty Corp	7,200	837,360.00	
		AMB Property Corp	14,400	831,312.00	
		AvalonBay Communities Inc	12,500	1,544,000.00	
		Camden Property Trust	9,700	728,470.00	
		Crescent Real Estate Equities	16,900	332,085.00	
		Developers Diversified Realty	17,400	1,045,392.00	
		Duke Realty Corp	22,100	874,276.00	
		Equity Residential	51,000	2,558,670.00	
		Federal Realty Invs Trust	9,100	700,700.00	
		General Growth Properties Inc	37,800	1,788,318.00	
		Health Care Property Invt	30,000	957,000.00	
		Kimco Realty Corp	37,700	1,614,314.00	
		Liberty Property Trust	15,700	720,473.00	
		Macerich Co	12,100	932,668.00	
		Host Hotels And Resorts	79,300	1,858,792.00	
		Regency Centers Corp	11,100	779,220.00	
		United Dominion Realty Trust	23,000	704,950.00	
		Reckson Assoc Realty Corp	14,000	608,720.00	
		Prologis	40,500	2,454,300.00	
		Simon Property Group	37,200	3,487,872.00	
		Archstone-Smith Trust	36,600	2,074,122.00	
		Public Storage	21,700	1,888,117.00	
		Vornado Realty Trust	20,900	2,402,455.00	
	米ドル　小計			米ドル	
			673,500	37,056,051.00	
				(4,373,725,699)	
	オーストラリアドル			オーストラリアドル	
		Westfield Group	250,676	4,662,573.60	
		DB RREEF Trust	439,389	727,188.79	
		Macquarie Goodman Group	225,191	1,547,062.17	
		Centro Properties Group	129,925	1,047,195.50	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		Commonwealth Property Office	247,097	347,171.28	
		Mirvac Group	143,895	729,547.65	
		CFS Retail Property Trust	219,308	438,616.00	
		GPT Group	316,441	1,528,410.03	
		ING Industrial Fund	138,536	325,559.60	
		Macquarie Office Trust	327,032	497,088.64	
		Multiplex Group (fully paid stapled)	96,810	376,590.90	
		Stockland	218,613	1,729,228.83	
		Investa Property Group	252,083	599,957.54	
	オーストラリアドル　小計			オーストラリアドル	
			3,004,996	14,556,190.53	
				(1,318,790,862)	
	香港ドル			香港ドル	
		Link REIT	364,500	5,773,680.00	
	香港ドル　小計			香港ドル	
			364,500	5,773,680.00	
				(87,528,988)	
	シンガポールドル			シンガポールドル	
		Suntec Real Estate Investment Trust	137,500	214,500.00	
		CapitaMALL Trust REIT	136,500	354,900.00	
		Ascendas REIT	149,500	330,395.00	
	シンガポールドル　小計			シンガポールドル	
			423,500	899,795.00	
				(67,952,518)	
	ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	
		Kiwi Income Property Trust	115,987	157,742.32	
	ニュージーランドドル　小計			ニュージーランドドル	
			115,987	157,742.32	
				(12,401,701)	
	ユーロ			ユーロ	
		Unibail SA	7,424	1,316,275.20	
		Klepierre	3,050	364,170.00	
		Gecina	1,945	216,089.50	
		Corio NV	6,637	372,999.40	
		Wereldhave NV	3,347	313,111.85	
		Rodamco Europe NV	9,071	811,400.95	
		COFINIMMO SA - Sicaf Immobiliere	1,027	159,082.30	
	ユーロ　小計			ユーロ	
			32,501	3,553,129.20	
				(534,745,944)	
投資証券 合計				6,661,198,712	
				(6,395,145,712)	
親投資信託受益証券				円	
		スーパーバランス マザーファンド	26,007,857,465	26,439,587,898	
親投資信託受益証券合計			26,007,857,465	26,439,587,898	
合計				33,100,786,610	
				(6,395,145,712)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額です。
（注２）合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券２６銘柄	－	100.0%	13.2%
オーストラリアドル	投資証券１３銘柄	－	100.0%	4.0%
香港ドル	投資証券　１　銘柄	－	100.0%	0.3%
シンガポールドル	投資証券　３　銘柄	－	100.0%	0.2%
ニュージーランドドル	投資証券　１　銘柄	－	100.0%	0.0%
ユーロ	投資証券　７　銘柄	－	100.0%	1.6%

第２有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

（参考）

当ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「スーパーバランス マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

スーパーバランス マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成18年５月９日現在）	（平成18年11月９日現在）
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	130,751,812	199,171,449
コール・ローン	304,219,186	702,975,548
株式※１	2,661,698,670	15,320,582,019
国債証券	1,756,158,766	10,408,824,508
派生商品評価勘定	20,188	166,163
未収入金	54,104,255	145,015,211
未収配当金	321,646	37,853,896
未収利息	10,621,633	96,687,795
前払費用	11,456,071	108,229,269
流動資産合計	4,929,352,227	27,019,505,858
資産合計	4,929,352,227	27,019,505,858
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	651,175	104,088
未払金	297,774,488	580,833,275
流動負債合計	298,425,663	580,937,363
負債合計	298,425,663	580,937,363
純資産の部		
元本等		
元本	4,681,347,270	26,007,857,465
元本合計	4,681,347,270	26,007,857,465
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△50,420,706	430,711,030
剰余金合計	△50,420,706	430,711,030
元本等合計	4,630,926,564	26,438,568,495
純資産合計	4,630,926,564	26,438,568,495
負債・純資産合計	4,929,352,227	27,019,505,858

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自　平成18年４月13日 至　平成18年５月９日)	(自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日)
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所（ジャスダック証券取引所を除く）における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、ジャスダック証券取引所が発表する基準値段、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 (２) 公社債 個別法に基づき、以下のとおり、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価で評価しております。原則として①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）②証券会社の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）③価額情報会社（野村総合研究所）の提供する価額－などに基づいて時価評価しております。ただし、残存期間１年以内の公社債（外貨建公社債は除く）については、合理的かつ受益者の利益を害しないと判断し償却原価法に基づいて評価しております。 時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。	同左
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(１) 先物取引 個別法に基づき、市場価額に基づいて時価で評価しております。 (２) 為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	同左
３．収益及び費用の計上基準	(１) 受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。 (２) 有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90％を計上し、残額については入金時に計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成18年５月９日現在)	(平成18年11月９日現在)
1. ※1差入委託証拠金代用有価証券	―	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 株式 21,810,000円
2. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,681,347,270口	26,007,857,465口
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9892円	1.0166円
4. 期首元本額	50,000,000円	―
期中追加設定元本額	4,631,347,270円	
期中一部解約元本額	0円	
期末現在における元本の内訳(注)	スーパーバランス（毎月分配型） 4,681,347,270円 合計 4,681,347,270円	

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(平成18年５月９日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	2,661,698,670	20,267,269
国債証券	1,756,158,766	△6,294,213
合計	4,417,857,436	13,973,056

売買目的有価証券

(平成18年11月９日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	15,320,582,019	△143,457,570
国債証券	10,408,824,508	14,599,743
合計	25,729,406,527	△128,857,827

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

Ⅰ取引の状況に関する事項

（自　平成18年４月13日 至　平成18年５月９日）	（自　平成18年５月10日 至　平成18年11月９日）
１．取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引および外国為替予約取引であります。	同左
２．取引に対する取組みと利用目的 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、および為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。	同左
３．取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは株価の変動による価格変動リスク、外国為替予約取引に係る主要なリスクは為替相場の変動による為替変動リスクであります。	同左
４．取引に係るリスク管理体制 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。	同左
５．取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ取引の時価等に関する事項

区分	種類	（平成18年５月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	26,104,278	－	26,087,220	17,058
	オーストラリアドル	9,776,290	－	9,778,687	△2,397
	スウェーデンクローネ	9,872,116	－	9,872,116	0
	ユーロ	6,455,872	－	6,436,417	19,455
	買建	116,019,335	－	115,371,290	△648,045
	米ドル	36,256,915	－	35,752,815	△504,100
	カナダドル	3,245,566	－	3,242,844	△2,722
	オーストラリアドル	460,976	－	461,046	70
	スターリングポンド	13,793,783	－	13,734,988	△58,795
	スイスフラン	1,299,007	－	1,299,365	358
	香港ドル	1,525,427	－	1,524,472	△955
	シンガポールドル	998,911	－	998,602	△309
	スウェーデンクローネ	1,638,384	－	1,638,276	△108
	ノルウェークローネ	369,283	－	369,588	305
	デンマーククローネ	7,950,629	－	7,946,436	△4,193
	ユーロ	48,480,454	－	48,402,858	△77,596
合計		142,123,613	－	141,458,510	△630,987

区分	種類	（平成18年11月９日現在）			
		契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	33,662,256	－	33,723,683	△61,427
	スウェーデンクローネ	33,662,256	－	33,723,683	△61,427
	買建	158,009,472	－	158,132,974	123,502
	米ドル	46,056,763	－	46,183,637	126,874
	オーストラリアドル	4,447,645	－	4,422,986	△24,659
	ユーロ	107,505,064	－	107,526,351	21,287
合計		191,671,728	－	191,856,657	62,075

（注）時価の算定方法

１．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

２．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
３．換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成18年５月９日現在)	(平成18年11月９日現在)
１．期首元本額	－	4,681,347,270円
期中追加設定元本額		21,326,510,195円
期中一部解約元本額		0円
期末現在における元本の内訳（注）		スーパーバランス（毎月分配型） 26,007,857,465円 合計 26,007,857,465円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

⑶ 附属明細表

第１有価証券明細表

⑴ 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円			円	円	
	積水ハウス	51,000	1,794	91,494,000	
	コミューチュア	39,000	905	35,295,000	
	日揮	30,000	1,806	54,180,000	
	明治乳業	81,000	777	62,937,000	
	日本ハム	24,000	1,277	30,648,000	
	アサヒビール	13,200	1,599	21,106,800	
	アサヒ飲料	29,000	1,546	44,834,000	
	双日	171,900	362	62,227,800	
	日本レストランシステム	14,900	3,900	58,110,000	
	味の素	30,000	1,410	42,300,000	
	ロック・フィールド	21,400	2,280	48,792,000	
	日本たばこ産業	29	523,000	15,167,000	
	東洋紡績	80,000	320	25,600,000	
	セブン＆アイ･ホールディングス	22,400	3,520	78,848,000	
	ツルハホールディングス	10,000	4,250	42,500,000	
	帝人	53,000	727	38,531,000	
	三菱レイヨン	67,000	789	52,863,000	
	旭化成	97,000	771	74,787,000	
	アプリックス	63	770,000	48,510,000	
	エキサイト	24	414,000	9,936,000	
	インテックホールディングス	42,600	1,490	63,474,000	
	東ソー	118,000	489	57,702,000	
	イビデン	13,500	5,790	78,165,000	
	信越化学工業	22,400	7,570	169,568,000	
	三菱ケミカルホールディングス	109,500	741	81,139,500	
	日立化成工業	18,100	3,080	55,748,000	
	ＡＤＥＫＡ	20,200	1,160	23,432,000	
	武田薬品工業	35,100	7,350	257,985,000	
	アステラス製薬	31,700	5,080	161,036,000	
	エーザイ	6,300	5,940	37,422,000	
	ロート製薬	59,000	1,115	65,785,000	
	ツムラ	23,000	2,355	54,165,000	
	フジテレビジョン	292	232,000	67,744,000	
	秀英予備校	5,600	1,552	8,691,200	
	もしもしホットライン	14,950	4,360	65,182,000	
	フジスタッフ	35,000	317	11,095,000	
	伊藤忠テクノソリューションズ	14,830	6,340	94,022,200	
	インテリジェンス	106	245,000	25,970,000	
	コニカミノルタホールディングス	58,000	1,778	103,124,000	
	新日鉱ホールディングス	175,500	856	150,228,000	
	ブリヂストン	24,100	2,430	58,563,000	
	旭硝子	31,000	1,316	40,796,000	
	日本碍子	35,000	1,583	55,405,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	新日本製鐵	218,000	489	106,602,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	17,700	4,710	83,367,000	
	大同特殊鋼	70,000	718	50,260,000	
	三井金属鉱業	105,000	561	58,905,000	
	住生活グループ	25,000	2,430	60,750,000	
	ノーリツ	3,400	1,918	6,521,200	
	東芝機械	62,000	957	59,334,000	
	大阪機工	149,000	382	56,918,000	
	小松製作所	68,800	2,120	145,856,000	
	クボタ	32,000	988	31,616,000	
	ＪＵＫＩ	88,000	646	56,848,000	
	セガサミーホールディングス	19,700	2,955	58,213,500	
	日本トムソン	45,000	1,084	48,780,000	
	三菱電機	128,000	1,095	140,160,000	
	日東工業	12,600	1,889	23,801,400	
	松下電器産業	81,000	2,275	184,275,000	
	シャープ	28,000	2,010	56,280,000	
	日立国際電気	24,000	1,376	33,024,000	
	ＴＤＫ	16,300	8,830	143,929,000	
	日本ビクター	5,000	558	2,790,000	
	ヒロセ電機	2,300	14,290	32,867,000	
	アドバンテスト	13,700	5,780	79,186,000	
	ウシオ電機	20,200	2,290	46,258,000	
	カシオ計算機	1,100	2,660	2,926,000	
	ファナック	9,200	10,490	96,508,000	
	ローム	11,300	10,500	118,650,000	
	新光電気工業	45,400	2,885	130,979,000	
	日東電工	7,300	6,230	45,479,000	
	三井造船	261,000	426	111,186,000	
	日産自動車	54,500	1,474	80,333,000	
	いすゞ自動車	152,000	462	70,224,000	
	トヨタ自動車	103,200	7,270	750,264,000	※
	ケーヒン	15,800	2,810	44,398,000	
	アイシン精機	11,600	3,580	41,528,000	
	マツダ	43,000	833	35,819,000	
	本田技研工業	43,600	4,300	187,480,000	
	小糸製作所	14,000	1,661	23,254,000	
	エクセディ	24,000	3,590	86,160,000	
	コーナン商事	20,600	1,162	23,937,200	
	ドン・キホーテ	30,200	2,190	66,138,000	
	西松屋チェーン	25,800	2,115	54,567,000	
	島津製作所	30,000	959	28,770,000	
	ニコン	12,000	2,300	27,600,000	
	ＨＯＹＡ	23,400	4,320	101,088,000	
	キヤノン	43,500	6,290	273,615,000	
	バンダイナムコホールディングス	1,400	1,771	2,479,400	
	エイベックス・グループ・ホールディングス	19,700	2,190	43,143,000	
	スルガ	1,200	2,370	2,844,000	
	任天堂	1,900	24,590	46,721,000	
	三井物産	68,000	1,599	108,732,000	
	日立ハイテクノロジーズ	6,300	3,380	21,294,000	
	三菱商事	49,400	2,165	106,951,000	
	島忠	20,700	3,350	69,345,000	
	イオン	13,900	2,680	37,252,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	348	1,420,000	494,160,000	
	三井トラスト・ホールディングス	53,000	1,309	69,377,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	229	1,220,000	279,380,000	
	西日本シティ銀行	135,000	522	70,470,000	
	千葉銀行	7,000	990	6,930,000	
	横浜銀行	17,000	858	14,586,000	
	群馬銀行	76,000	774	58,824,000	
	みずほフィナンシャルグループ	426	863,000	367,638,000	
	アイフル	2,450	3,650	8,942,500	
	京葉銀行	79,000	677	53,483,000	
	イオンクレジットサービス	15,100	2,200	33,220,000	
	ジャックス	38,000	763	28,994,000	
	オリックス	4,740	30,300	143,622,000	
	住商リース	7,900	6,960	54,984,000	
	野村ホールディングス	87,100	1,957	170,454,700	
	マネックス・ビーンズ・ホールディングス	122	90,100	10,992,200	
	損害保険ジャパン	119,000	1,453	172,907,000	
	Ｔ＆Ｄホールディングス	9,900	8,290	82,071,000	
	三菱地所	39,000	2,640	102,960,000	
	住友不動産	44,000	3,490	153,560,000	
	ジョイント・コーポレーション	24,700	3,950	97,565,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ゼファー	186	299,000	55,614,000	
	サンシティ	442	77,500	34,255,000	
	東日本旅客鉄道	315	804,000	253,260,000	
	ハマキョウレックス	2,300	3,260	7,498,000	
	山九	24,000	693	16,632,000	
	商船三井	107,000	979	104,753,000	
	日本トランスシティ	90,000	579	52,110,000	
	日本電信電話	281	580,000	162,980,000	
	ＫＤＤＩ	134	772,000	103,448,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	377	181,000	68,237,000	
	中部電力	44,200	3,310	146,302,000	
	東北電力	26,900	2,635	70,881,500	
	東京瓦斯	274,000	588	161,112,000	
	エイチ・アイ・エス	24,100	2,780	66,998,000	
	富士ソフト	4,300	2,910	12,513,000	
	オートバックスセブン	11,900	4,020	47,838,000	
円小計				円	
		5,498,844		10,970,866,100	
米ドル			米ドル	米ドル	
	AMEREN CORPORATION	8,300	53.96	447,868.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	14,460	36.86	532,995.60	
	BELLSOUTH CORP	17,620	44.57	785,323.40	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	19,000	24.81	471,390.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	13,566	47.64	646,284.24	
	CONSOLIDATED EDISON INC	9,700	48.08	466,376.00	
	KEYSPAN CORP	12,200	40.77	497,394.00	
	BANK OF AMERICA CORP	10,767	54.61	587,985.87	
	CITIGROUP INC	10,500	50.57	530,985.00	
	LIMITED BRANDS	21,800	31.69	690,842.00	
	MERCK & CO.INC	16,100	44.34	713,874.00	
	ALTRIA GROUP INC	6,500	81.45	529,425.00	
	NEW YORK COMMUNITY BANCORP	26,600	16.04	426,664.00	
	AT&T INC	19,300	34.37	663,341.00	
	WASHINGTON MUTUAL INC	11,300	43.13	487,369.00	
米ドル小計				米ドル	
		217,713		8,478,117.11	
				(1,000,672,162)	
カナダドル			カナダドル	カナダドル	
	BCE INC	18,130	27.90	505,827.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	6,400	89.35	571,840.00	
	TRANSCANADA CORP	24,300	37.90	920,970.00	
	TRANSALTA CORP	28,800	23.79	685,152.00	
カナダドル小計				カナダドル	
		77,630		2,683,789.00	
				(280,375,436)	
オーストラリアドル			オーストラリアドル	オーストラリアドル	
	TELSTRA CORPORATION LIMIT	131,008	3.97	520,101.76	
	BLUESCOPE STEEL LTD	49,244	7.44	366,375.36	
	MACQUARIE AIRPORTS	24,780	3.17	78,552.60	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	188,670	4.22	796,187.40	
オーストラリアドル小計				オーストラリアドル	
		393,702		1,761,217.12	
				(159,566,271)	
スターリングポンド			スターリングポンド	スターリングポンド	
	DSG INTERNATIONAL	173,600	2.18	378,448.00	
	PROVIDENT FINL	6,200	6.21	38,471.00	
	PREMIER FARNELL PLC	145,500	1.92	278,632.50	
	UNITED UTILITIES PLC	37,800	7.44	281,232.00	
	ROYAL&SUN ALLIANCE	275,300	1.54	422,585.50	
	RANK GROUP PLC	41,900	2.53	105,902.25	
	LLOYDS TSB GROUP PLC	53,586	5.60	300,081.60	
	BT GROUP PLC	115,200	2.92	336,096.00	
スターリングポンド小計				スターリングポンド	
		849,086		2,141,448.85	
				(481,204,971)	
スイスフラン			スイスフラン	スイスフラン	
	UBS AG-REGISTERED	2,307	75.65	174,524.55	
	SWISSCOM N	1,340	439.25	588,595.00	
	CREDIT SUISSE GROUP-REG	1,711	80.70	138,077.70	
スイスフラン小計				スイスフラン	
		5,358		901,197.25	
				(84,982,900)	
香港ドル			香港ドル	香港ドル	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY	34,000	39.45	1,341,300.00	
	HANG SENG BANK	33,800	101.70	3,437,460.00	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ORIENTAL OVERSEAS HOLD	110,000	34.10	3,751,000.00	
香港ドル小計				香港ドル	
		177,800		8,529,760.00	
				(129,311,161)	
シンガポールドル			シンガポールドル	シンガポールドル	
	O/SEA-CHINESE BNKG	124,000	7.05	874,200.00	
	NEPTUNE ORIENT LINES LTD	32,000	2.04	65,280.00	
シンガポールドル小計				シンガポールドル	
		156,000		939,480.00	
				(70,949,529)	
ニュージーランドドル			ニュージーランドドル	ニュージーランドドル	
	FLETCHER BUILDING LTD	54,222	9.67	524,326.74	
	TELECOM CORP OF NEW ZEALAND	31,398	4.72	148,198.56	
ニュージーランドドル小計				ニュージーランドドル	
		85,620		672,525.30	
				(52,873,939)	
スウェーデンクローネ			スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
	HUSQVARNA AB-B SHS	4,600	96.00	441,600.00	
	SCANIA AB-B SHS	12,200	482.00	5,880,400.00	
	ELECTROLUX AB-SER B	4,700	137.50	646,250.00	
	AXFOOD AB	17,600	248.50	4,373,600.00	
スウェーデンクローネ小計				スウェーデンクローネ	
		39,100		11,341,850.00	
				(186,913,688)	
ノルウェークローネ			ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
	FRONTLINE LTD	10,700	244.50	2,616,150.00	
ノルウェークローネ小計				ノルウェークローネ	
		10,700		2,616,150.00	
				(47,849,383)	
デンマーククローネ			デンマーククローネ	デンマーククローネ	
	D/S TORM	8,850	322.00	2,849,700.00	
デンマーククローネ小計				デンマーククローネ	
		8,850		2,849,700.00	
				(57,506,946)	
ユーロ			ユーロ	ユーロ	
	DAIMLERCHRYSLER AG-REG	8,544	46.30	395,587.20	
	THYSSENKRUPP AG	23,373	29.67	693,476.91	
	TUI AG	19,777	17.45	345,108.65	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	23,864	13.45	320,970.80	
	TERNA	169,019	2.41	407,166.77	
	ALLEANZA ASSICURAZIONI	19,377	9.46	183,209.53	
	BANCA INTESA N/C SAV	59,381	5.15	305,871.53	
	ARNOLDO MONDADORI EDITORE	43,532	7.65	332,889.20	
	UNICREDITO ITALIANO SPA	78,767	6.57	517,184.12	
	SNAM RETE GAS	13,498	4.00	53,965.00	
	PAGESJAUNES GROUPE SA	16,273	23.52	382,740.96	
	LAGARDERE S.C.A	1,423	56.65	80,612.95	
	NEOPOST	35	95.50	3,342.50	
	SOCIETE GENERALE	4,262	131.90	562,157.80	
	SUEZ	11,168	36.20	404,281.60	
	CREDIT AGRICOLE SA	17,500	34.08	596,400.00	
	BNP PARIBAS	4,254	86.50	367,971.00	
	ABN AMRO HOLDING NV	18,853	23.29	439,086.37	
	OCE NV	30,872	11.82	364,907.04	
	KONINKLIJKE KPN NV	48,274	10.55	509,290.70	
	ING GROEP N.V.	15,823	35.39	559,975.97	
	ENDESA SA	19,557	35.69	697,989.33	
	TELEFONICA S.A.	26,849	15.50	416,159.50	
	BELGACOM SA	6,018	32.78	197,270.04	
	CMB	13,416	29.50	395,772.00	
	EURONAV SA	9,436	25.33	239,013.88	
	ORION OYJ	21,145	15.65	330,919.25	
	ORIOLA-KD OYJ	20,107	2.85	57,304.95	
	KESKO OYJ(NPV SER B)	14,036	38.21	536,315.56	
	RAUTARUUKKI OYJ	11,663	26.00	303,238.00	
	BANK OF IRELAND	9,935	15.95	158,463.25	
	IRISH LIFE & PERMANENT PLC	11,529	18.86	217,436.94	
	COSMOTE	19,489	19.76	385,102.64	
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	18,708	9.75	182,403.00	
ユーロ小計				ユーロ	
		829,757		11,943,584.94	
				(1,797,509,533)	
合計		8,350,160		15,320,582,019	
				(4,349,715,919)	

※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。
トヨタ自動車　　3,000株

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	円		円	円	
		第237回利付国債(2年)	5,000,000	4,985,500	
		第242回利付国債(2年)	10,000,000	9,980,100	
		第248回利付国債(2年)	16,000,000	15,994,080	
		第249回利付国債(2年)	13,000,000	12,990,120	
		第38回利付国債(5年)	20,000,000	20,030,400	
		第38回利付国債(5年)	10,000,000	10,015,200	
		第38回利付国債(5年)	20,000,000	20,030,400	
		第42回利付国債(5年)	25,000,000	24,751,500	
		第42回利付国債(5年)	10,000,000	9,900,600	
		第42回利付国債(5年)	13,000,000	12,870,780	
		第42回利付国債(5年)	10,000,000	9,900,600	
		第52回利付国債(5年)	12,000,000	11,861,040	
		第60回利付国債(5年)	50,000,000	50,000,000	
		第60回利付国債(5年)	10,000,000	10,000,000	
		第200回利付国債(10年)	7,000,000	7,106,960	
		第200回利付国債(10年)	17,000,000	17,259,760	
		第202回利付国債(10年)	28,000,000	28,552,720	
		第205回利付国債(10年)	48,000,000	48,865,440	
		第208回利付国債(10年)	41,000,000	41,288,640	
		第212回利付国債(10年)	10,000,000	10,169,400	
		第212回利付国債(10年)	7,000,000	7,118,580	
		第212回利付国債(10年)	5,000,000	5,084,700	
		第212回利付国債(10年)	7,000,000	7,118,580	
		第212回利付国債(10年)	13,000,000	13,220,220	
		第218回利付国債(10年)	15,000,000	15,447,900	
		第218回利付国債(10年)	10,000,000	10,298,600	
		第218回利付国債(10年)	10,000,000	10,298,600	
		第222回利付国債(10年)	9,000,000	9,254,970	
		第222回利付国債(10年)	5,000,000	5,141,650	
		第222回利付国債(10年)	10,000,000	10,283,300	
		第222回利付国債(10年)	5,000,000	5,141,650	
		第222回利付国債(10年)	15,000,000	15,424,950	
		第222回利付国債(10年)	20,000,000	20,566,600	
		第225回利付国債(10年)	5,000,000	5,162,900	
		第225回利付国債(10年)	10,000,000	10,325,800	
		第225回利付国債(10年)	7,000,000	7,228,060	
		第228回利付国債(10年)	50,000,000	50,787,500	
		第232回利付国債(10年)	4,000,000	4,006,080	
		第234回利付国債(10年)	28,000,000	28,262,920	
		第237回利付国債(10年)	10,000,000	10,125,200	
		第238回利付国債(10年)	15,000,000	15,108,900	
		第238回利付国債(10年)	20,000,000	20,145,200	
		第238回利付国債(10年)	14,000,000	14,101,640	
		第238回利付国債(10年)	27,000,000	27,196,020	
		第242回利付国債(10年)	20,000,000	19,875,000	
		第246回利付国債(10年)	5,000,000	4,840,950	
		第246回利付国債(10年)	10,000,000	9,681,900	
		第247回利付国債(10年)	19,000,000	18,340,890	
		第248回利付国債(10年)	10,000,000	9,592,000	
		第252回利付国債(10年)	8,000,000	7,802,000	
		第252回利付国債(10年)	50,000,000	48,762,500	
		第258回利付国債(10年)	58,000,000	57,327,200	
		第258回利付国債(10年)	10,000,000	9,884,000	
		第262回利付国債(10年)	6,000,000	6,174,180	
		第264回利付国債(10年)	15,000,000	14,968,350	
		第265回利付国債(10年)	5,000,000	4,980,200	
		第265回利付国債(10年)	5,000,000	4,980,200	
		第265回利付国債(10年)	5,000,000	4,980,200	
		第265回利付国債(10年)	10,000,000	9,960,400	
		第268回利付国債(10年)	10,000,000	9,941,000	
		第268回利付国債(10年)	15,000,000	14,911,500	
		第269回利付国債(10年)	15,000,000	14,674,050	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		第269回利付国債(10年)	12,000,000	11,739,240	
		第280回利付国債(10年)	16,000,000	16,311,040	
		第280回利付国債(10年)	10,000,000	10,194,400	
		第280回利付国債(10年)	10,000,000	10,194,400	
		第280回利付国債(10年)	8,000,000	8,155,520	
		第282回利付国債(10年)	35,000,000	34,984,950	
		第282回利付国債(10年)	20,000,000	19,991,400	
		第282回利付国債(10年)	15,000,000	14,993,550	
		第282回利付国債(10年)	33,000,000	32,985,810	
		第282回利付国債(10年)	37,000,000	36,984,090	
		第282回利付国債(10年)	10,000,000	9,995,700	
		第8回利付国債(30年)	8,000,000	7,061,440	
		第18回利付国債(30年)	5,000,000	4,870,450	
		第22回利付国債(30年)	5,000,000	5,072,950	
		第23回利付国債(30年)	3,000,000	3,041,370	
		第23回利付国債(30年)	4,000,000	4,055,160	
		第23回利付国債(30年)	2,000,000	2,027,580	
		第24回利付国債(30年)	3,000,000	3,044,220	
		第36回利付国債(20年)	12,000,000	13,422,720	
		第38回利付国債(20年)	11,000,000	11,989,120	
		第57回利付国債(20年)	10,000,000	9,834,300	
		第57回利付国債(20年)	7,000,000	6,884,010	
		第57回利付国債(20年)	5,000,000	4,917,150	
		第68回利付国債(20年)	3,000,000	3,045,870	
		第71回利付国債(20年)	2,000,000	2,029,600	
		第74回利付国債(20年)	5,000,000	4,980,400	
		第77回利付国債(20年)	8,000,000	7,842,080	
		第79回利付国債(20年)	5,000,000	4,893,850	
		第79回利付国債(20年)	3,000,000	2,936,310	
		第79回利付国債(20年)	10,000,000	9,787,700	
		第84回利付国債(20年)	8,500,000	8,299,230	
		第88回利付国債(20年)	11,000,000	11,235,180	
		第88回利付国債(20年)	10,000,000	10,213,800	
		第88回利付国債(20年)	4,000,000	4,085,520	
		第88回利付国債(20年)	5,000,000	5,106,900	
		第88回利付国債(20年)	5,000,000	5,106,900	
		第90回利付国債(20年)	6,000,000	6,024,960	
	円　小計		円	円	
			1,338,500,000	1,343,419,150	
	米ドル		米ドル	米ドル	
		US T-NOTE 5.625%08/05/15	160,000	161,886.40	
		US T-NOTE 4.75%08/11/15	1,400,000	1,400,210.00	
		US T-NOTE 4.5%09/02/15	350,000	348,358.50	
		US T-NOTE 6%09/08/15	130,000	134,417.40	
		US T-NOTE 6%09/08/15	960,000	992,620.80	
		US T-NOTE 6%09/08/15	820,000	847,863.60	
		US T-NOTE 6.5%10/02/15	2,150,000	2,270,249.50	
		US T-NOTE 5.75%10/08/15	170,000	176,613.00	
		US T-NOTE 5%11/02/15	60,000	61,002.60	
		US T-NOTE 5%11/02/15	170,000	172,840.70	
		US T-NOTE 5%11/02/15	80,000	81,336.80	
		US T-NOTE 5%11/02/15	550,000	559,190.50	
		US T-NOTE 5%11/08/15	390,000	397,433.40	
		US T-NOTE 5%11/08/15	230,000	234,383.80	
		US T-NOTE 5%11/08/15	200,000	203,812.00	
		US T-NOTE 5%11/08/15	380,000	387,242.80	
		US T-NOTE 4.875%12/02/15	500,000	506,950.00	
		US T-NOTE 4%12/11/15	270,000	261,686.70	
		US T-NOTE 4%12/11/15	120,000	116,305.20	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	400,000	391,684.00	
		US T-NOTE 4.25%13/08/15	260,000	254,594.60	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	100,000	100,843.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	210,000	211,770.30	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	500,000	504,215.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	2,000,000	2,016,860.00	
		US T-NOTE 4.75%14/05/15	50,000	50,421.50	
		US T-NOTE 4.25%14/08/15	170,000	165,935.30	
		US T-NOTE 11.25%15/02/15	300,000	435,093.00	
		US T-NOTE 4.25%15/08/15	300,000	291,654.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		US T-NOTE 4.5%16/02/15	100,000	99,046.00	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	70,000	83,846.70	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	120,000	143,737.20	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	50,000	59,890.50	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	300,000	359,343.00	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	100,000	119,781.00	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	250,000	299,452.50	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	120,000	143,737.20	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	80,000	95,824.80	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	140,000	167,693.40	
		US T-NOTE 7.25%16/05/15	670,000	802,532.70	
		US T-NOTE 5.125%16/05/15	80,000	83,000.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	300,000	367,452.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	40,000	48,993.60	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	100,000	122,484.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	100,000	122,484.00	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	280,000	342,955.20	
		US T-BOND 7.5%16/11/15	350,000	428,694.00	
		US T-NOTE 8.75%17/05/15	70,000	93,427.60	
		US T-NOTE 8.75%17/05/15	85,000	113,447.80	
		US T-NOTE 8.75%17/05/15	120,000	160,161.60	
		US T-NOTE 8.75%17/05/15	200,000	266,936.00	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	50,000	65,953.00	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	170,000	224,240.20	
		US T-BOND 8.125%19/08/15	520,000	685,911.20	
		US T-BOND 8.75%20/08/15	180,000	251,267.40	
		US T-BOND 8%21/11/15	70,000	93,712.50	
		US T-BOND 8%21/11/15	140,000	187,425.00	
		US T-BOND 8%21/11/15	130,000	174,037.50	
		US T-BOND 8%21/11/15	500,000	669,375.00	
		US T-BOND 6.25%23/08/15	640,000	743,897.60	
		US T-BOND 7.5%24/11/15	250,000	330,000.00	
		US T-BOND 7.5%24/11/15	270,000	356,400.00	
		US T-BOND 6.125%27/11/15	140,000	164,193.40	
		US T-BOND 6.125%27/11/15	150,000	175,921.50	
		US T-BOND 6.25%30/05/15	150,000	180,889.50	
	米ドル　小計		米ドル	米ドル	
			20,465,000	22,565,619.00	
			(2,415,483,950)	(2,663,420,010)	
	カナダドル		カナダドル	カナダドル	
		CAN GOVT 5.5%09/06/01	60,000	62,234.40	
		CAN GOVT 5.5%09/06/01	100,000	103,724.00	
		CAN GOVT 6%11/06/01	110,000	119,308.20	
		CAN GOVT 6%11/06/01	60,000	65,077.20	
		CAN GOVT 6%11/06/01	120,000	130,154.40	
		CAN GOVT 6%11/06/01	200,000	216,924.00	
		CAN GOVT 5.25%12/06/01	150,000	159,487.50	
		CAN GOVT 5.25%13/06/01	200,000	214,408.00	
		CAN GOVT 5%14/06/01	100,000	106,354.00	
		CAN GOVT 5%14/06/01	370,000	393,509.80	
		CAN GOVT 4%16/06/01	200,000	199,300.00	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	40,000	49,370.40	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	50,000	61,713.00	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	150,000	185,139.00	
		CAN GOVT 5.75%29/06/01	90,000	111,083.40	
		CAN GOVT 5.75%33/06/01	100,000	126,400.00	
	カナダドル　小計		カナダドル	カナダドル	
			2,100,000	2,304,187.30	
			(219,387,000)	(240,718,447)	
	オーストラリアドル		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
		AUST GOVT 5.75%11/06/15	180,000	178,988.40	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	50,000	51,951.00	
		AUST GOVT 6.5%13/05/15	210,000	218,194.20	
	オーストラリアドル　小計		オーストラリアドル	オーストラリアドル	
			440,000	449,133.60	
			(39,864,000)	(40,691,504)	
	スターリングポンド		スターリングポンド	スターリングポンド	
		UK GILT 5.75%09/12/07	20,000	20,433.00	
		UK GILT 5.75%09/12/07	25,000	25,541.25	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		UK GILT 5.75%09/12/07	100,000	102,165.00	
		UK GILT 5%12/03/07	100,000	100,918.00	
		UK GILT 5%14/09/07	380,000	388,436.00	
		UK GILT 4.75%15/09/07	170,000	171,683.00	
		UK GILT 4%16/09/07	120,000	114,636.00	
		UK GILT 4%16/09/07	100,000	95,530.00	
		UK GILT 8.75%17/08/25	30,000	40,770.00	
		UK GILT 4.75%20/03/07	160,000	164,320.00	
		UK GILT 8%21/06/07	65,000	89,212.50	
		UK GILT 8%21/06/07	35,000	48,037.50	
		UK GILT 8%21/06/07	20,000	27,450.00	
		UK GILT 8%21/06/07	20,000	27,450.00	
		UK GILT 8%21/06/07	20,000	27,450.00	
		UK GILT 8%21/06/07	30,000	41,175.00	
		UK GILT 8%21/06/07	30,000	41,175.00	
		UK GILT 8%21/06/07	40,000	54,900.00	
		UK GILT 8%21/06/07	60,000	82,350.00	
		UK GILT 8%21/06/07	50,000	68,625.00	
		UK GILT 8%21/06/07	20,000	27,450.00	
		UK GILT 8%21/06/07	50,000	68,625.00	
		UK GILT 8%21/06/07	100,000	137,250.00	
		UK GILT 8%21/06/07	60,000	82,350.00	
		UK GILT 8%21/06/07	80,000	109,800.00	
		UK GILT 8%21/06/07	100,000	137,250.00	
		UK GILT 8%21/06/07	160,000	219,600.00	
		UK GILT 8%21/06/07	190,000	260,775.00	
		UK GILT 8%21/06/07	120,000	164,700.00	
		UK GILT 5%25/03/07	155,000	168,175.00	
		UK GILT 6%28/12/07	100,000	125,019.00	
		UK GILT 4.25%32/06/07	40,000	40,860.00	
	スターリングポンド　小計		スターリングポンド	スターリングポンド	
			2,750,000	3,274,111.25	
			(617,952,500)	(735,725,538)	
	スイスフラン		スイスフラン	スイスフラン	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	150,000	169,065.00	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	100,000	112,710.00	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	200,000	225,420.00	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	180,000	202,878.00	
		SWISS GOVT 4.25%14/01/06	140,000	157,794.00	
	スイスフラン　小計		スイスフラン	スイスフラン	
			770,000	867,867.00	
			(72,611,000)	(81,839,858)	
	シンガポールドル		シンガポールドル	シンガポールドル	
		SINGAPORE 3.125%11/02/01	220,000	220,420.20	
		SINGAPORE 3.625%11/07/01	200,000	204,606.00	
	シンガポールドル　小計		シンガポールドル	シンガポールドル	
			420,000	425,026.20	
			(31,718,400)	(32,097,978)	
	スウェーデンクローネ		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
		SWED GOVT 6.5%08/05/05	300,000	313,080.00	
		SWED GOVT 6.5%08/05/05	800,000	834,880.00	
		SWED GOVT 6.5%08/05/05	700,000	730,520.00	
		SWED GOVT 6.5%08/05/05	900,000	939,240.00	
		SWED GOVT 5.25%11/03/15	900,000	958,014.00	
		SWED GOVT 5.25%11/03/15	300,000	319,338.00	
		SWED GOVT 5.25%11/03/15	500,000	532,230.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	200,000	240,130.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	300,000	360,195.00	
		SWED GOVT 6.75%14/05/05	600,000	720,390.00	
	スウェーデンクローネ　小計		スウェーデンクローネ	スウェーデンクローネ	
			5,500,000	5,948,017.00	
			(90,640,000)	(98,023,320)	
	ノルウェークローネ		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
		NOK GOVT 5.5%09/05/15	1,000,000	1,033,000.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	200,000	225,720.00	
		NOK GOVT 6.5%13/05/15	300,000	338,580.00	
	ノルウェークローネ　小計		ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
			1,500,000	1,597,300.00	
			(27,435,000)	(29,214,617)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	デンマーククローネ		デンマーククローネ	デンマーククローネ	
		DEN GOVT 6%11/11/15	400,000	441,172.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	200,000	220,586.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	200,000	220,586.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	300,000	330,879.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	100,000	110,293.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	1,000,000	1,102,930.00	
		DEN GOVT 6%11/11/15	1,000,000	1,102,930.00	
		DEN GOVT 5%13/11/15	200,000	215,760.00	
		DEN GOVT 5%13/11/15	200,000	215,760.00	
		DEN GOVT 7%24/11/10	100,000	139,858.00	
	デンマーククローネ　小計		デンマーククローネ	デンマーククローネ	
			3,700,000	4,100,754.00	
			(74,666,000)	(82,753,215)	
	ズロチ		ズロチ	ズロチ	
		POLAND GOVT5.75%10/03/24	400,000	409,400.00	
		POLAND GOVT6%10/11/24	300,000	309,600.00	
		POLAND GOVT6%10/11/24	200,000	206,400.00	
		POLAND GOVT6%10/11/24	500,000	516,000.00	
		POLAND GOVT6%10/11/24	440,000	454,080.00	
	ズロチ　小計		ズロチ	ズロチ	
			1,840,000	1,895,480.00	
			(72,367,200)	(74,549,228)	
	ユーロ		ユーロ	ユーロ	
		GER BUNDS 4.5%09/07/04	320,000	326,160.00	
		GER BUNDS 4.5%09/07/04	370,000	377,122.50	
		GER BUNDS 4.5%09/07/04	1,500,000	1,528,875.00	
		GER BUNDS 5.375%10/01/04	970,000	1,017,821.00	
		GER BUNDS 5.375%10/01/04	1,650,000	1,731,345.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	40,000	42,392.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	190,000	201,362.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	100,000	105,980.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	150,000	158,970.00	
		GER BUNDS 5%12/01/04	250,000	264,950.00	
		GER BUNDS 5%12/07/04	130,000	138,411.00	
		GER BUNDS 4.5%13/01/04	540,000	562,680.00	
		GER BUNDS 4.25%14/01/04	300,000	309,540.00	
		GER BUNDS 4.25%14/01/04	100,000	103,180.00	
		GER BUNDS 4.25%14/01/04	540,000	557,172.00	
		GER BUNDS 4.25%14/01/04	300,000	309,540.00	
		GER BUNDS 4.25%14/01/04	500,000	515,900.00	
		GER BUNDS 3.75%15/01/04	110,000	110,396.00	
		GER BUNDS 3.75%15/01/04	230,000	230,828.00	
		GER BUNDS 6%16/06/20	140,000	165,312.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	100,000	129,920.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	35,000	45,472.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	170,000	220,864.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	190,000	246,848.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	100,000	129,920.00	
		GER BUNDS 6.25%24/01/04	300,000	389,760.00	
		GER BUNDS 6.5%27/07/04	320,000	436,992.00	
		GER BUNDS 6.5%27/07/04	260,000	355,056.00	
		GER BUNDS 6.5%27/07/04	250,000	341,400.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	240,000	270,576.00	
		GER BUNDS 4.75%28/07/04	250,000	281,850.00	
		GER BUNDS 5.5%31/01/04	420,000	523,656.00	
		IT BTPS 4.5%09/05/01	120,000	122,052.00	
		IT BTPS 5.5%10/11/01	50,000	53,150.00	
		IT BTPS 5.5%10/11/01	200,000	212,600.00	
		IT BTPS 5.25%11/08/01	100,000	106,260.00	
		IT BTPS 5.25%11/08/01	570,000	605,682.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	90,000	95,067.00	
		IT BTPS 5%12/02/01	650,000	686,595.00	
		IT BTPS 4.25%15/02/01	450,000	460,575.00	
		IT BTPS 3.75%15/08/01	140,000	138,264.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	360,000	400,392.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	800,000	889,760.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	600,000	667,320.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	300,000	333,660.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		IT BTPS 5.25%17/08/01	550,000	611,710.00	
		IT BTPS 5.25%17/08/01	430,000	478,246.00	
		IT BTPS 6.5%27/11/01	350,000	462,840.00	
		IT BTPS 6%31/05/01	100,000	127,630.00	
		FRA GOVT 8.5%08/10/25	380,000	413,402.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	70,000	77,812.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	55,000	61,138.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	125,000	138,950.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	130,000	144,508.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	140,000	155,624.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	50,000	55,580.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	100,000	111,160.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	100,000	111,160.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	230,000	255,668.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	200,000	222,320.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	300,000	333,480.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	350,000	389,060.00	
		FRA GOVT 6.5%11/04/25	450,000	500,220.00	
		FRA GOVT 4.75%12/10/25	300,000	315,900.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	2,200,000	2,418,460.00	
		FRA GOVT 5%16/10/25	200,000	219,860.00	
		FRA GOVT 4.25%19/04/25	600,000	626,100.00	
		FRA GOVT 8.5%19/10/25	520,000	766,064.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	50,000	77,985.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	50,000	77,985.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	80,000	124,776.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	140,000	218,358.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	200,000	311,940.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	220,000	343,134.00	
		FRA GOVT 8.5%23/04/25	220,000	343,134.00	
		FRA GOVT 5.5%29/04/25	240,000	296,712.00	
		FRA GOVT 4%55/04/25	40,000	41,240.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	30,000	33,918.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	200,000	226,120.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	80,000	90,448.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	80,000	90,448.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	100,000	113,060.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	270,000	305,262.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	210,000	237,426.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	120,000	135,672.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	700,000	791,420.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	100,000	113,060.00	
		SPA GOVT 6.15%13/01/31	290,000	327,874.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	400,000	458,400.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	500,000	573,000.00	
		SPA GOVT 5.5%17/07/30	170,000	194,820.00	
		SPA GOVT 6%29/01/31	30,000	39,201.00	
		BELGIUM 4.25%13/09/28	800,000	823,840.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	250,000	324,725.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	200,000	259,780.00	
		BELGIUM 8%15/03/28	200,000	259,780.00	
	ユーロ　小計		ユーロ	ユーロ	
			29,395,000	33,132,037.50	
			(4,423,947,500)	(4,986,371,643)	
国債証券合計			9,424,572,550	10,408,824,508	
			(8,086,072,550)	(9,065,405,358)	
合計			9,424,572,550	10,408,824,508	
			(8,086,072,550)	(9,065,405,358)	

（注１）各種通貨ごとの小計の欄における（）内の金額は、邦貨換算額です。
（注２）合計欄における（）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

（注３）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株　　式１５銘柄 国債証券２７銘柄	27.3%	72.7%	14.2%
カナダドル	株　　式　４　銘柄 国債証券　８　銘柄	53.8%	46.2%	2.0%
オーストラリアドル	株　　式　４　銘柄 国債証券　２　銘柄	79.7%	20.3%	0.8%
スターリングポンド	株　　式　８　銘柄 国債証券１１銘柄	39.5%	60.5%	4.7%
スイスフラン	株　　式　３　銘柄 国債証券　１　銘柄	50.9%	49.1%	0.6%
香港ドル	株　　式　３　銘柄	100.0%	－	0.5%
シンガポールドル	株　　式　２　銘柄 国債証券　２　銘柄	68.9%	31.1%	0.4%
ニュージーランドドル	株　　式　２　銘柄	100.0%	－	0.2%
スウェーデンクローネ	株　　式　４　銘柄 国債証券　３　銘柄	65.6%	34.4%	1.1%
ノルウェークローネ	株　　式　１　銘柄 国債証券　２　銘柄	62.1%	37.9%	0.3%
デンマーククローネ	株　　式　１　銘柄 国債証券　３　銘柄	41.0%	59.0%	0.5%
ズロチ	国債証券　２　銘柄	－	100.0%	0.3%
ユーロ	株　　式３４銘柄 国債証券３５銘柄	26.5%	73.5%	26.4%

第２有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項（デリバティブ取引等関係）」に記載しております。

２　ファンドの現況

純資産額計算書

（平成18年12月27日現在）

Ⅰ　資産総額	43,752,955,393 円
Ⅱ　負債総額	80,162,016 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	43,672,793,377 円
Ⅳ　発行済数量	39,930,725,320 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0937 円

（参考）マザーファンドの現況

スーパーバランスマザーファンド

純資産額計算書

（平成18年12月27日現在）

Ⅰ　資産総額	35,293,693,956 円
Ⅱ　負債総額	904,731,165 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	34,388,962,791 円
Ⅳ　発行済数量	32,368,506,980 口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0624 円

第５　設定及び解約の実績

	設定数量（口）	解約数量（口）
第１計算期間（平成10年12月１日から平成11年11月30日まで）	7,455,238,478	1,511,195,969
第２計算期間（平成11年12月１日から平成12年11月30日まで）	536,115,110	382,106,870
第３計算期間（平成12年12月１日から平成13年11月30日まで）	21,897,711	58,184,003
第４計算期間（平成13年12月１日から平成14年12月２日まで）	6,633,984	145,473,378
第５計算期間（平成14年12月３日から平成15年12月１日まで）	3,795,404	97,350,248
第６計算期間（平成15年12月２日から平成16年11月30日まで）	20,343,071	1,198,677,759
第７計算期間（平成16年12月１日から平成17年11月30日まで）	16,579,712	123,333,147
第１特定期間（平成17年12月１日から平成18年５月９日まで）	1,122,380,413	105,563,405
第２特定期間（平成18年５月10日から平成18年11月９日まで）	25,357,516,948	230,485,576